

## 第4章 製造業に対する支援施策の動向分析

### 4-1. 国の製造業支援施策の動向

#### (1) 中小企業支援に係る近年の国の動き

経済産業省では、少子化に伴う需要不足や新興国との競争激化という厳しい経済状況にあつて、先の東日本大震災が中小企業にとっては「停滞の中の危機」をもたらしているとらえ、中小企業政策審議会において企業力強化部会を設置し、今後の中小企業の戦略的経営力の強化方策や地域経済の活性化方策など、今後の中小企業政策の方向性や具体的施策をとりまとめた中間取りまとめ案を平成23年12月に公表している。

同報告では、特に製造業を含む中小企業政策の基本的な方向として、「経営力強化」の観点を重視し、以下のとおり具体的な施策の方向性を打ち出している。

#### i. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

- ・経営支援の担い手の多様化・活性化を通じた経営力強化
- ・経営支援機関と金融機関の連携強化、人材育成
- ・中小企業の財務経営力の強化(地域金融機関との関係構築支援など)

#### ii. 技術

- ・技術力のさらなる強化(プロセスイノベーションや技術流失防止策など)
- ・技術・技能の継承(教育関係機関等と連携した研修・後継者育成など)

#### iii. 人材

- ・新たな人材ポテンシャルの活用
- ・若手人材の確保(中小企業団体と大学等との連携)
- ・中小企業の現場を支える労働力の確保

#### iv. 海外展開

- ・中小企業の本格的な海外展開に向けた総合的支援
- ・海外展開のためのワンストップ相談支援の強化

#### v. 起業・創業、成長(新事業展開)、再生、事業引き継ぎ

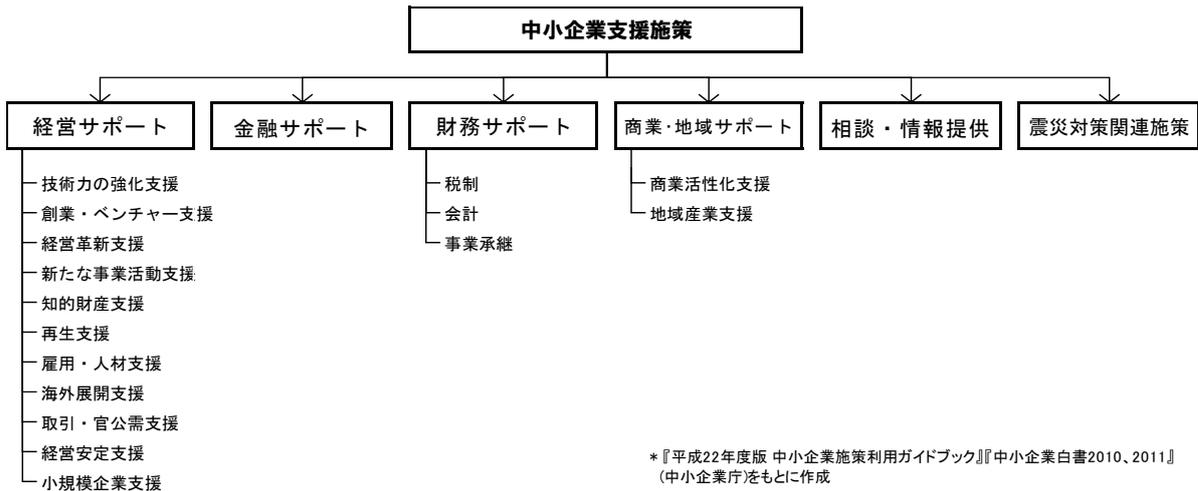
- ・起業・創業、成長(金融支援の強化やM&A等が進めやすい環境整備など)
- ・再生、事業引き継ぎ(事業引き継ぎ支援センターの活用など)

#### vi. まちづくりと一体的な中小商業政策

## (2) 国の製造業支援関連施策の概要

国の中小企業を対象とした支援施策は多岐にわたるが、主として「経営サポート」「金融サポート」「財務サポート」「商業・地域サポート」「相談・情報提供」のほか、東日本大震災により多くの企業・事業所が被災したことを踏まえ拡充された「震災対策関連施策」の6つに大別される。

ここでは、特に製造業振興に関わる施策、すなわち「経営サポート」「金融サポート」「財務サポート」及び「相談・情報提供」に関する支援施策について整理した。



図表4-1 国の中小企業支援施策の概要

経営サポート	技術力の強化支援	中小企業の研究開発や人材育成、IT化や省エネ対策等に対する各種支援
	創業・ベンチャー支援	創業を検討している者やベンチャー企業に対する資金調達、情報提供等
	経営革新支援	経営革新に取り組む中小企業に対する資金調達、税制、販路開拓等の支援
	新たな事業活動支援	新たな事業活動にチャレンジする中小企業などに対する補助金、資金調達、アドバイス等
	知的財産支援	知的財産に関する取組や模倣品被害の対策など、中小企業の知的財産戦略への支援
	再生支援	中小企業の再生に向けた取組に対する中小企業再生支援協議会の支援
	雇用・人材支援	人材育成や経営課題解決に対する中小企業診断士制度や研修・人材派遣等による支援
	海外展開支援	中小企業の海外展開に対する総合的な支援
	取引・官公需支援	下請取引の適正化及び下請中小企業の振興による中小企業者の受注機会の拡大
	経営安定支援	自然災害及び倒産対策・BCP等により中小企業の経営の安定を支援
	小規模企業支援	従業員20人以下等の小規模事業者を対象とした経営面や資金面での支援
金融サポート		政府系金融機関による融資、信用保証協会による保証などの金融面での支援
財務サポート	税制	中小企業を支援する様々な税制上の措置
	会計	経営分析力、資金調達力、受注拡大力を強化するための情報提供や支援
	事業承継	中小企業の円滑な事業承継を支援するための施策
商業・地域サポート	商業活性化支援	中小商業者、商店街、中心市街地の魅力向上への取組に対する支援
	地域産業支援	地場・伝統的工芸品産業などの地域産業の活性化を、補助金や低利融資等で支援
相談・情報提供		中小企業の経営に関する様々な相談事業や中小企業施策等に関する情報提供等
震災対策関連施策		東日本大震災により被災した中小企業に対する特別貸付や緊急保証等

## i. <<経営サポート>>に関する支援施策

### ①技術力の強化支援

中小企業の技術力を強化するための支援策としては、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律(以下、「中小ものづくり高度化法」という。)に基づく研究開発から試作までの支援のほか、産官学の連携による研究開発への支援や税制上の措置等が行われている。

図表4-2 技術力の強化支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援	特定ものづくり基盤技術の高度化に向けて研究開発を行う際の、助成金、低利融資等の支援措置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
戦略的基盤技術高度化支援事業 ==中小ものづくり高度化法	共同研究体によって実施される研究開発から試作までの取組を行う際の支援(委託金:4500万円以下)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
S B I R技術革新事業	研究課題に対する提案を募集し、2段階選抜により事業化につながる研究開発活動を支援(委託金)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イノベーション推進事業	新成長戦略等に示された研究開発のイノベーションの実現に向けた技術開発支援(補助金)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
民間企業の研究開発能力強化及び実用化支援事業	公的研究機関等と新技術の実用化に向けた共同研究を行う際の経費補助	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業	ものづくり技術を利用して医療機器の開発・改良を行う際の支援(委託金)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援	研究開発成果を事業化するための支援策(特許料の軽減、日本政策金融公庫の特別貸付制度等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
企業活力強化資金 ==中小ものづくり高度化法	ものづくり中小企業の研究開発に対する融資制度(日本政策金融公庫)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減==中小ものづくり高度化法、新事業活動促進法、SBIR等	特許を取得する際の審査請求料・特許料を1/2に軽減	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
研究開発税制	研究開発を行う場合の減税措置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公設試験研究機関(公設試)	技術相談、技術指導、依頼試験・分析等の技術的な支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国内クレジット制度の活用による低炭素投資・排出削減促進施策	環境にやさしい高効率設備の導入の際に、低利融資、助成、手続き面等の支援	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援	高効率な省エネルギー設備、新エネルギー利用設備を導入する際の費用補助、減税等の税制優遇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業のIT経営促進	ITを活用した企業経営の後押し(ホ-ルサイトを活用した情報発信)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業利活用基盤整備事業	クラウド・コンピューティングを活用した企業経営の後押し(ビジネスモデルの構築等)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
戦略的CIO育成支援事業	中小機構からの専門家派遣により社内のIT化・IT人材の育成支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT活用促進資金)	情報化(IT化)投資に対する設備資金・運転資金の融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
新たな事業活動を支援する融資制度==新事業活動促進法、農工商等連携促進法、地域資源活用促進法	経営革新や新連携、地域資源、農工商連携等の事業に取り組むための資金融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ②創業・ベンチャー支援

創業・起業を促進するため、公的金融機関による支援、「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」(以下、「中小機構」という。)によるファンドへの出資事業、創業間もない企業等への個人投資家(いわゆる「エンジェル」)による投資を促す「エンジェル税制」等の支援策がある。

図表4-3 創業・ベンチャー支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
新創業融資制度	事業計画の的確性が認められた場合、無担保・無保証で融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
女性、若者/シニア企業家支援資金 ==SBIR制度、エンジェル税制等	女性、若者、高齢者向けの創業資金の優遇金利による融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ベンチャープラザ®	投資家等へビジネスプランをアピールして資金調達するための機会提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業支援ファンド	中小機構による民間ファンドへの出資	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業成長支援ファンド	中小機構による民間ファンドへの出資により、新事業展開や事業再編等のための資金提供と経営アドバイス	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
販路ナビゲーター創出支援事業	中小機構に登録された専門家による新製品等の販路の確保・拡大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
新事業支援施設(ビジネスインキュベータ)による創業・ベンチャー支援	創業等に必要となるオフィス・工場・研究室等の貸与：[県内]本庄、和光	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
中小企業投資育成株式会社による支援 ==中小ものづくり高度化法等	自己資本の充実に関する支援(株式引受等の投資、コンサルティング)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
組合に対する助言、情報提供	組合設立、連携組織化等に対する相談・助言、運営に対する相談・助言	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
雇用に関する助成制度	景気の変動に応じた雇用調整や雇入れの際の休業手当又は賃金相当額の2/3の助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
小規模企業設備資金貸付制度	中小企業支援センターによる小規模企業者等の設備導入代金の無利子融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小規模企業設備貸与制度	中小企業支援センターによる小規模企業者等が導入する設備の割賦販売、リース制度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)	再チャレンジに必要な資金の融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
挑戦支援資本強化特例制度・地域密着型劣後ローン特例制度/挑戦支援融資制度	創業や新事業に取り組む際の融資(無担保・無保証人)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
再挑戦保証制度	過去に廃業経験を有する創業者の資金調達を信用保証協会が債務保証	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エンジェル税制	個人投資家のベンチャー企業への投資に対する所得税の減税措置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### ③経営革新支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下、「新事業活動促進法」という。)に基づく経営革新計画の認証を受けた中小企業に対して、同法に基づく低利の融資制度や税制上の特例などの経営革新の支援策が設けられている。

また、経営革新承認企業が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取組をPRし、ビジネスチャンスの拡大を図る「中小企業総合展」を開催したり、中小機構交付金等による販路開拓コーディネート事業等が行われている。

図表4-4 経営革新支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小企業総合展	販路開拓、市場創出、業務提携などの「ビジネスマッチング」を促進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
販路開拓コーディネート事業 ==新事業活動促進法	販路開拓コーディネーターによる新商品・新サービスのマーケティング企画からテストマーケティング活動までの支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業活路開拓調査・実現化事業	事業調査、実現化の際の支援(補助率6/10)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経営革新支援事業 ==新事業活動促進法	経営革新計画に対する低利の融資制度、税制上の特例等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

### ④新たな事業活動支援

新事業活動促進法や、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(以下、「農商工等連携促進法」という。)等に基づき、中小企業の新商品・新サービスの開発を支援している。

図表4-5 新たな事業活動支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
新連携対策事業 ==新事業活動促進法	他の事業者等と連携し、それぞれの「強み」を持ち寄り新事業を行う際の経費補助(2/3以内、上限3000万円)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農商工等連携の支援 ==農商工等連携促進法	中小企業者と農林漁業者が連携した新事業への総合的支援(補助金、融資、保証、税制の特例等)	<input checked="" type="checkbox"/>				
地域資源活用促進 ==地域資源活用促進法	地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化を総合的に支援(補助金、融資、保証、税制の特例等)	<input checked="" type="checkbox"/>				
新事業創出支援事業 ==新事業活動促進法, 地域資源活用促進法, 農商工等連携促進法	中小機構に相談窓口を設置し、事業計画から販路開拓まで事業段階に応じた支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域産品販路開拓機会提供支援事業	農商工連携等により開発された地場産品の国内における販路開拓(一定期間、常設の販売スペースを設置)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域力活用新事業創出支援事業	地域の商工団体を中心に小規模事業者等が共同で全国へ向けた販路開拓、商談・展示会の開催等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域中小企業応援ファンド	都道府県や地域金融機関などが一体となり組成するファンドによる資金供給や経営支援	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域中小企業応援ファンド(スタートアップ応援型)による農商工連携の推進支援	農商工が連携した新事業において、都道府県や地域金融機関などが一体となり組成するファンドによる助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日本政策金融公庫 国民生活事業のビジネスマッチングサイト	日本公庫のホームページ内に場(ビジネスマッチング)サイトを提供し、新たな取引先の開拓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
JAPANブランド育成支援事業	複数の中小企業が協働して海外展開に取り組むための戦略策定～市場開拓段階まで支援	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑤知的財産支援

中小企業の知的財産権の保護や活用を支援するため、全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」を整備し、支援機関や専門家に取り次ぐワンストップの相談体制が構築されているほか、ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組む中小企業に対する特許料の軽減などの支援がある。

図表4-6 知的財産支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小企業知的財産権保護事業	海外での模造品・海賊版の製造元や流通経路の特定等の調査に要する経費の一部補助(2/3以内、上限300万円)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権、東日本大震災により影響を受けた方に対する支援	東日本大震災に伴う特許庁の救済措置等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業の事業展開に応じた知的財産の活用等に関する支援	都道府県ごとに設置する「知財総合支援窓口」におけるワンストップサービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権の普及・相談	産業財産権制度の説明会や、一般的な相談、専門官の個別派遣	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権の情報の活用	産業財産権情報をインターネットで無料検索	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権の出願手続等	産業財産権の出願手続き等(出願ソフト無償提供、手続きサポート、審査請求料・特許料の減免・猶予)に対する支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
産業財産権の審査・審判	通常の出願に比べ早期に審査・審理を受けたり、直接面接による出願が可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
海外での産業財産権の活用	海外知的財産プロフェッサーへの相談、都道府県等中小企業支援センターを通じた外国出願にかかる費用の助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑥再生支援

中小企業の再生支援策としては、都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会を通じた専門家によるアドバイスのほか、支援チームによるデューデリジェンス<sup>\*1</sup>や再生計画策定の支援、金融機関との調整等といったメニューがある。

図表4-7 再生支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小企業再生支援協議会	常駐専門家による相談、助言、再生計画策定支援、金融機関等との調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「第二会社方式」による事業再生に関する支援	産業活力再生特別措置法による特例、税負担の軽減措置、金融支援	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業再生ファンド(再生支援出資事業)	中小企業再生支援協議会と連携して、再生計画上の必要に応じて資金供給や経営支援	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業再生貸付制度	民事再生、自主再建、事業承継を図る企業への融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業再生支援制度	信用保証協会による保証(保証限度額2億円、保証割合100%保証、保証料率2.2%)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経営安定特別相談事業	主要な商工会議所、都道府県商工連合会の「経営安定特別相談室」での経営立て直しのための相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\*1：デューデリジェンス (Due Diligence) とは、買い手企業が弁護士・公認会計士等の専門家に依頼して行う売り手企業の精査のことであり、回収不能債権がないかなど、法務、財務、事業等多様な面からチェックを行う。

## ⑦雇用・人材支援

大学卒業予定者の就職内定率は近年低水準で推移しており、若年者の雇用情勢が厳しい一方で、中小企業は若手人材の確保に苦慮している現状がある。

こうしたミスマッチを解消するため、ジョブカフェにおける採用意欲のある中小企業の掘り起こしや、企業と若年者のマッチング支援、即戦力となる人材や中小企業の支援人材を育成するための研修事業等が実施されている。

図表4-8 雇用・人材支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
人材対策事業	新卒者等とのマッチング支援、即戦力として活躍できる人材育成のための実践型研修	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成長産業・企業立地促進等事業費補助金	地域産業活性化協議会が実施する人材育成や産学官ネットワーク活動を支援	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業大学の研修	経営戦略、マーケティング戦略、リターンシップ等に関する研修やセミナー開催	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業基盤人材確保助成金	創業・異業種進出に伴い経営基盤の強化に資する人材を雇い入れた際の助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
定年引上げ等奨励金	定年引上げ、廃止等を実施した事業主等に対する助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
障害者初回雇用奨励金(ファーストステップ奨励金)	初めて障害者を雇用した場合に奨励金支給	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
雇用促進税制	一定の要件を満たした場合、雇用増加人数1人当たり20万円の法人税等の税額控除	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
キャリア形成促進助成金	企業内の職業能力向上のための助成金制度	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野及び関連するものづくり分野において実施したOff-JT費用を支給する奨励金制度	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
両立支援に関する助成制度	仕事と家庭の両立をしやすい職場環境の整備に関する助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
均衡待遇・正社員化推進奨励金	パートタイム労働者等の雇用管理の改善等に対し奨励金支給	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
勤労者財産形成促進制度	給料からの天引きで無理なく貯金できる福利厚生制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
ジョブカフェ事業	都道府県に設置されたジョブカフェにおける人材確保支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業採用力強化事業(DREAM-MATCH PROJECT)	企業情報発信、求人と求職のマッチングをインターネット求人サイトやイベント等により支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産学協働事業を通じた中小企業の魅力発信事業	大学の講義で経営者による講義や企業取材などを通して情報を発信	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
アジア人財資金構想	中小企業のグローバル展開を担う高度外国人材の育成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑧海外展開支援

成長著しいアジア等の市場に向けた中小企業の事業展開を支援するため、中小企業庁、経済産業省、農林水産省、金融庁、財務省、日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という。)、中小機構等の関連機関が連携して積極的な海外展開への支援を行っている。

図表4-9 海外展開支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小企業国際化支援アドバイス事業	中小機構において海外ビジネスの専門家によるアドバイス(無料)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業海外展開等支援事業	出展前:アドバイス、研修、実務支援、出展時:出展料軽減、アドバイス、出展後:商談フォロー	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業海外展開等支援事業	海外展開セミナー及び個別相談会、WEBでの情報提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
海外進出支援事業	海外投資促進ミッション派遣、海外法務・労務・税務・知財情報提供、現地における立ち上げ支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
輸出支援事業	商談マッチング、各種アドバイスのほか、経済連携協定の活用にあつた個別相談等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域間交流支援事業 (Regional Industry Tie-Up Program: RIT事業)	地域に集積する産業を代表する組織を対象に、海外との産業交流を通じた地域産業の国際ビジネス促進支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
海外調査・情報提供事業	ジェトロにおいて相談、デモグラフィック提供、セミナー開催	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
海外展開資金	海外における事業の開始、拡大に必要な資金(含、海外企業に対する転貸資金)の融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貿易保険	非常危険や信用危険による損失を保険でカバー	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全保障貿易管理の支援	中小企業支援ネットワーク強化事業と連携して安全保障貿易管理に関する情報提供や相談受付等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業等の輸出に関する海外市場アクセス政府レベル支援制度	政府がジェトロと連携し相手政府に対して照会、改善要望	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日台中小企業海外情報提供事業	台湾とビジネスを行う際の基本情報、ビジネスライクスに関する情報の提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑨取引・官公需支援

下請取引の適正化及び下請中小企業の振興による中小企業者の受注機会の拡大を図るため、不公正な下請取引の取締りや受発注情報の提供、商談会開催を通じた販路開拓等を支援している。

図表4-10 取引・官公需支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
下請かけこみ寺事業	全国48箇所の下請かけこみ寺における各種相談への対応、紛争処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「下請中小企業振興法」に基づく支援	振興事業計画を通じた支援(高度化資金貸付、中小企業信用保険法の特例による保険料率の引き下げ等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
「下請代金支払遅延等防止法」の規制について	下請取引における親事業者の義務と禁止行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
下請ガイドライン	H23.3現在15業種【経産省所管業種】素形材、自動車、産業機械・航空機等、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
下請取引あっせん事業	中小企業支援センターの職員等による取引先のあっせん、インターネットを活用した取引あっせんシステム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業者の受注機会の増大のための支援	官公需法に基づく各種支援(情報提供、官公需適格組合、入札参加資格の特例等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

## ⑩経営安定支援

中小企業の経営安定化を支援するための施策としては、中小機構が運営する中小企業倒産防止共済制度や小規模企業共済制度等が設けられているほか、一時的に資金繰りが厳しくなった場合の融資制度（セーフティネット貸付制度）などがある。また、災害等の緊急時に早期の事業復旧を図るため、中小企業BCP(事業継承計画)の普及促進が図られている。

図表4-11 経営安定支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
小規模企業共済制度	小規模企業の「経営者の退職金制度」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)	取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するための共済金の貸付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構との退職金共済契約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
防災施設整備融資制度(BCP融資)	自ら策定したBCPに基づいて防災に資する施設等の整備を行う際の資金融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進	「中小企業BCP策定運用指針」のWEB公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧貸付制度	災害救助法が適用されるような大規模な災害により被害を受けた際の事業復旧のための融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
セーフティネット貸付制度	一時的に資金繰りに支障をきたしているものの中長期的には回復が見込まれる中小企業への融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
セーフティネット保証制度	取引先の倒産、自然災害等で経営の安定に支障をきたしている中小企業に対する一般とは別枠の保証	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ⑪小規模企業支援

その他、小規模企業を支援するため、商工会・商工会議所において各種相談事業が実施されている。

図表4-12 小規模企業支援一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
経営改善普及事業	商工会・商工会議所における経営指導員による相談対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ii. <金融サポート>に関する支援施策

前項「i. <経営サポート>に関する支援施策」で整理した支援施策の中には、融資等の金融サポートを含む内容となっているものが多くある(各図表のうち「融資・リース・保証」欄にチェックがついている施策がそれに該当する)。

このため、本項では、前項「i. <経営サポート>に関する支援施策」に挙げた施策以外の中小企業に対する金融サポートについて整理する。

中小企業に対する金融サポートとしては、日本政策金融公庫の各種融資制度のほか、手形取引が減少する中で、運転資金不足を克服できるよう、一括支払契約保証制度により売掛債権の早期現金化を支援する仕組みや、金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み(証券化)を通じて、中小企業が無担保・第三者保証人なしで融資を受けることができる仕組みなど、多様な支援メニューが用意されている。

図表4-13 金融サポート一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
地域活性化・雇用促進資金(地方公共団体関連)	地方公共団体が推進する地域振興策等に基づき地域活性化に取り組むための資金融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経営者本人の個人保証を不要とする融資制度	財務制限条項等を締結し、個人保証なしの融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域活性化・雇用促進資金(企業立地促進法関連)	法に基づく基本計画で定められた集積区域における企業立地、事業高度化に取り組む際の融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
売掛債権早期現金化支援	一括支払契約保証制度、売掛債権流動化業務の普及促進	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「証券化支援スキーム」を活用した融資制度(CLO融資)	貸付債権を多数束ねて販売(証券化)することにより、原則無担保・第三者保証人なしで融資	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
信用保証制度==中小ものづくり高度化法、新事業活動促進法	信用保証協会による信用保証	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
信用保証協会による資金繰り円滑化借換保証制度(借換保証)	信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することで負担軽減	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特定社債保証制度(私募債保証制度)	私募債発行による直接金融。 信用保証協会による債務保証。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
流動資産担保融資保証制度(ABL保証制度)	売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会による債務保証	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
予約保証制度	将来の一時的かつ至急の資金ニーズに備えるため、信用保証協会の債務保証付き融資を予約する	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高度化事業	共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む際の設備資金について長期・低利(又は無利子)で貸付	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関係)	公害防止施設、低公害車等を取得するための設備資金の低利融資(日本公庫)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### iii. <財務サポート>に関する支援施策

#### ①税制

「i. <経営サポート>に関する支援施策」で整理した施策のうち、「研究開発税制」「雇用促進税制」「エンジェル税制」などは、税制面での優遇や会計支援、事業継承支援などの財務サポートを含む内容となっているが、これ以外にも、交際費の一部損金算入や時限的的な法人税率の軽減、少額の減価償却資産の取得価格を損金算入できる特例制度など、中小企業に対する様々な税制優遇策が用意されている。

図表4-14 税制一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小企業に適用される税制	交際費の一部損金算入制度、時限的な法人税率の軽減等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業投資促進税制	機械・装置その他の対象設備・資産を導入した場合の特別措置：7%の税額控除または30%の特別償却	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度	取得価格30万円未満の減価償却資産を取得した場合の特別措置：全額損金算入(但し上限300万円/年)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度	欠損金の翌年度以降7年間の繰越控除、資本金1億円以下の中小企業の欠損金の1年間の繰戻還付	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公害防止税制	公害防止用設備について固定資産税の課税基準の特例、当該設備を取得した際の8%の特別償却	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業継承円滑化のための税制措置	事業継承を行う場合の相続税、贈与税、所得税の特例措置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### ②会計

中小企業の会計の質の向上を図るため、中小企業庁では、「中小企業の会計に関する指針」の内容を解説したパンフレット『中小企業の会計』を作成しているほか、同指針に拠った財務諸表の作成を促進するため、平成18年4月から、当該指針を適用して財務諸表を作成したことを税理士又は公認会計士が確認した中小企業について、信用保証協会の設定する保証料率を0.1%割引する制度が設けられている。

図表4-15 会計一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
中小企業の会計	「中小企業の会計に関する指針」に関するパンフレット配布、信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### ③事業継承

中小企業の事業継承対策を支援するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、「経営承継法」という。)に基づく支援(民法特例、金融支援、税制措置)がとられている。

図表4-16 事業継承一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
事業継承円滑化支援事業	フォーラム開催、パンフレット配布による普及啓発、法律に基づく各種支援	<input checked="" type="checkbox"/>				
経営承継法による事業継承円滑化に向けた総合的な支援	遺留分に関する民法特例、金融支援、事業継承税制の基本的枠組み	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
再掲 事業継承円滑化のための税制措置	事業継承を行う場合の相続税、贈与税、所得税の特例措置	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

iv. <<相談・情報提供>>に関する支援施策

i～iiiまでに整理した施策も含め、専門家による相談や情報提供については数多くメニューがある。

図表4-17 相談・情報提供一覧

施策名	概要	融資・リース・保証	補助金・税金・出資	情報提供・相談	セミナー・研修・イベント	共済制度/法律等に基づく支援
公設試験研究機関(公設試)	技術相談、技術指導、依頼試験・分析等の技術的な支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国内クレジット制度の活用による低炭素投資・排出削減促進施策	環境にやさしい高効率設備の導入の際に、低利融資、助成、手続き面等の支援	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
販路開拓コーディネート事業 ==新事業活動促進法	販路開拓コーディネーターによる新商品・新サービスのマーケティング企画からテストマーケティング活動までの支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
新事業創出支援事業 ==新事業活動促進法, 地域資源活用促進法, 農商工等連携促進法	中小機構に相談窓口を設置し、事業計画から販路開拓まで事業段階に応じた支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業の事業展開に応じた知的財産の活用等に関する支援	都道府県ごとに設置する「知財総合支援窓口」におけるワンストップサービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権の普及・相談	産業財産権制度の説明会や、一般的な相談、専門官の個別派遣	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権の情報の活用	産業財産権情報をインターネットで無料検索	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業財産権の出願手続等	産業財産権の出願手続き等(出願ソフト無償提供、手続きサポート、審査請求料・特許料の減免・猶予)に対する支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
産業財産権の審査・審判	通常の出願に比べ早期に審査・審理を受けたり、直接面接による出願が可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
海外での産業財産権の活用	海外知的財産プロフェッサーへの相談、都道府県等中小企業支援センターを通じた外国出願にかかる費用の助成	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業再生支援協議会	常駐専門家による相談、助言、再生計画策定支援、金融機関等との調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業国際化支援アドバイス事業	中小機構において海外ビジネスの専門家によるアドバイス(無料)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
海外進出支援事業	海外投資促進ミッション派遣、海外法務・労務・税務・知財情報提供、現地における立ち上げ支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
再掲 輸出支援事業	商談アレンジ、各種アドバイスのほか、経済連携協定の活用にあつた個別相談等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業等の輸出に関する海外市場アクセス政府レベル支援制度	政府がシフトと連携し相手政府に対して照会、改善要望	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日台中小企業海外情報提供事業	台湾とビジネスを行う際の基本情報、ビジネスアライアンスに関する情報の提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
下請取引あっせん事業	中小企業支援センターの職員等による取引先のあっせん、インターネットを活用した取引あっせんシステム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
主要な商工会議所、都道府県商工連合会の「経営安定特別相談室」での経営立て直しのための相談	主要な商工会議所、都道府県商工連合会の「経営安定特別相談室」での経営立て直しのための相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進	「中小企業BCP策定運用指針」のWEB公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業に適用される税制	交際費の一部損金算入制度、時限的な法人税率の軽減等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業の会計	「中小企業の会計に関する指針」に関するパンフレット配布、信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業承継円滑化支援事業	フォーラム開催、パンフレット配布による普及啓発、法律に基づく各種支援	<input checked="" type="checkbox"/>				
経営改善普及事業	商工会・商工会議所における経営指導員による相談対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業支援ネットワーク(中小企業支援ネットワーク強化事業)	巡回対応相談員が地域の中小企業支援機関で構成されるネットワークを巡回して企業の経営課題に直接対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中小企業支援センター	中小機構、都道府県中小企業支援センター、地域中小企業支援センターにおける窓口相談、Eメール相談等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
J-Net21中小企業ビジネス支援ポータルサイト	企業事例集、経営に役立つ情報などをインターネットで提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### (3) 法に基づく計画等の承認・認定状況

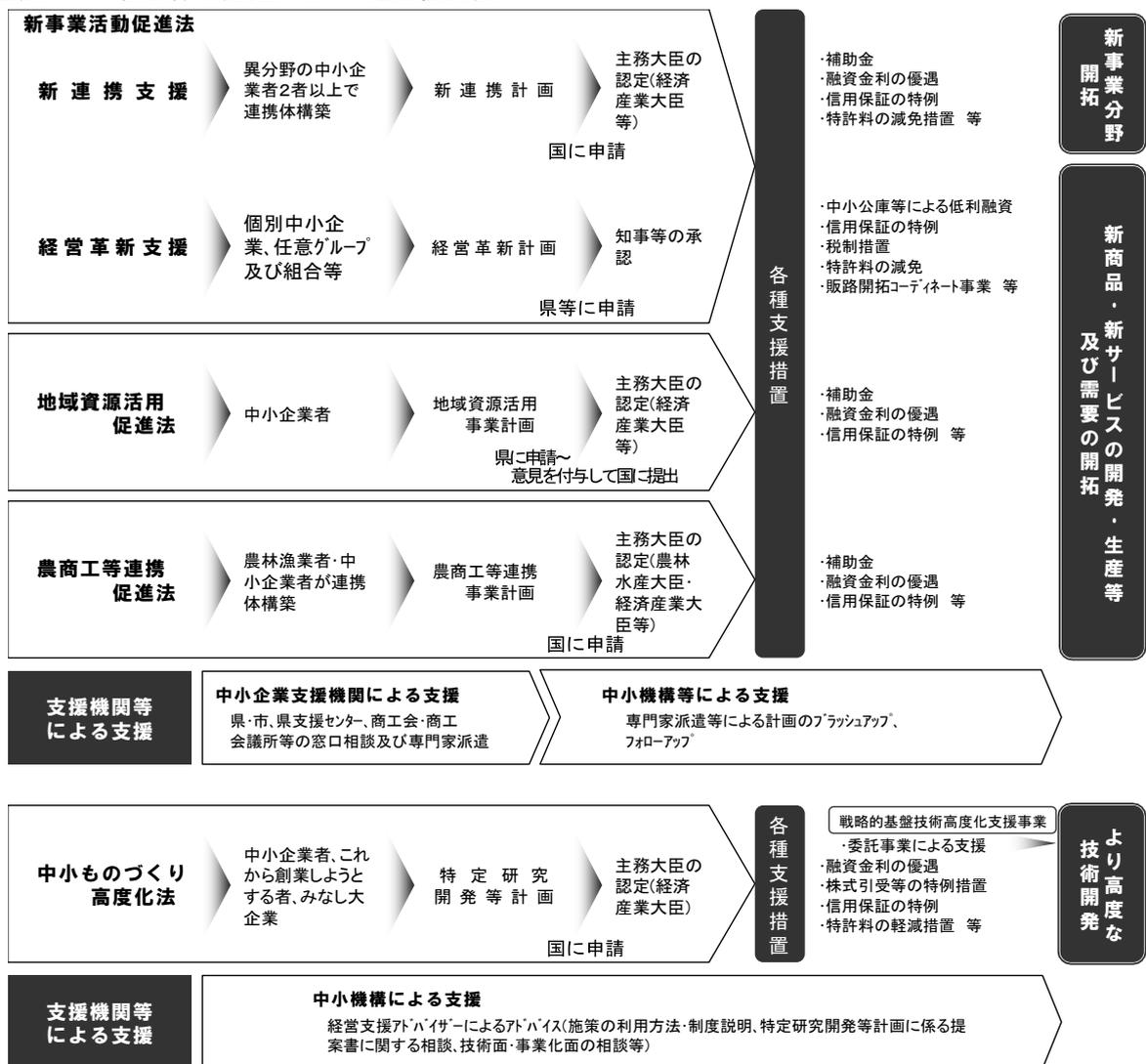
新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認件数(平成11年度から23年度9月までの累計)は埼玉県全体で2,226件、所沢市では39件となっている(うちアンケート調査対象事業所:11)。承認を受けた企業への支援策には、上述の政府系金融機関による低利融資(新事業活動促進資金)、債務保証の特例(経営革新関連保証)、税制特例(設備投資減税)、特許料等の軽減等のほか、後述の県支援策(フォローアップ指導、県制度融資:産業創造資金)がある。

また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(以下、「地域資源活用促進法」という。)に基づく事業計画の認定件数は、平成22年度末時点で県全体では13件となっているが、所沢市の事業所では未認定である(所沢市の地域資源については後述4-2(1)③参照)。

農工商等連携促進法に基づく事業計画の認定件数についても、平成22年度末時点で県全体では10件であるが、所沢市の事業所では未認定となっている。

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(中小ものづくり高度化法)に基づく特定研究開発等計画の認定件数は、平成22年度6月末時点で県全体では95件となっている。

図表4-18 各法律の認定スキームと支援概要



(経済産業省のホームページをもとに作成)

## 4-2. 埼玉県の製造業支援策

### (1) 埼玉県の製造業支援に係る計画等

埼玉県5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」(計画期間:平成19年度～23年度)の22年度の関連指標の政策評価をみると、『製造品出荷額等の全国に占める割合』については改善がみられないものの、『新規企業立地件数』『県の創業支援による創業件数』『経営革新計画の認定件数』については実績を上げており、新しい5か年計画においても同様の目標が設定されている。

企業立地促進法に基づく基本計画(「圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画」、計画期間:平成19年度～23年度)では全産業に占める製造業の比重が高いことを県の特徴としたうえで、輸送用機械器具製造業を基幹産業として位置づけ自動車関連産業の新たな集積・活性化を図ることで地域内産業の一層の活性化が図られるとしている。

また、地域資源活用促進法に基づく県の基本構想では、所沢市の地域資源(P125参照)があげられている。

#### ①新しい5か年計画

平成24年度を初年度する『埼玉県5か年計画大綱－安心・成長・自立自尊の埼玉へー』において重点的な12の戦略のひとつとして「世界水準の中小企業育成」を掲げ、技術革新・製品開発などのサポート、自動車産業の一大集積地である強みを生かし次世代自動車分野での産業集積を進めるとしている。分野別施策としては「がんばる中小企業の支援」「新たな成長を導く次世代ビジネスの振興」「産業集積の推進」「サービス産業の振興」「産業人材の確保・育成」の5施策を掲げそれぞれ指標を設けている。

図表4-19 分野別施策概要



## ②企業立地促進法に基づく基本計画

埼玉県では、平成19年に企業立地促進法に基づき圏域を2地域に区分し、「県北ゾーン地域産業活性化基本計画」と「圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画」を市町村と共同で作成している。所沢市は「圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画」に区分されており、「自動車関連産業」、「食品産業」、「流通加工業」の3産業の集積を目指すべく取組事項が講じられている(目標年次:平成23年度)。

また、平成22年には、埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県県央部を地域とする「首都圏西部地域広域基本計画」を埼玉県、東京都、神奈川県、関係市町村等と共同で作成しており、「自動車関連産業」、「電気・電子関連産業」、「計測分析器等精密機械関連産業」の集積を目指すべく取組事項が講じられている(目標年次:平成27年度)。

図表4-20 取組事項\_圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画

取組事項	取組を行う者
<b>産業用共用施設の整備等</b>	
・ 企業ニーズに応じた用地の確保及び用地情報の収集・提供	県・市町村・事業者
・ 田園都市産業ゾーンづくりの推進	県・市町村・事業者
・ 鶴ヶ島・日高・川越にまたがる地域への研究・産業機能の集積	県・市町村・事業者
・ インキュベーション施設の活用	県・市町村・事業者
<b>人材の育成・確保</b>	
・ 工業高校実践教育導入事業の推進	県・教育委員会・経済団体・事業者
・ 若年求職者や若年無業者(ニート)への職業能力開発、就業支援	県・市町村・事業者
・ 女性への就業支援	県・市町村・事業者
・ 中高年齢者の就業支援	県・市町村・事業者
・ 中高年齢者の就業支援	県・市町村・事業者
・ 障害者の就労支援	県・市町村・事業者
・ 時代のニーズにあつた職業能力開発の充実	県・事業者
・ 中小企業の人材育成支援	県・公的支援機関・事業者
・ 学校教育と連携した人材育成	県・市町村・教育委員会・経済団体・事業者
・ 企業の人材確保支援	県・市町村
<b>技術支援等</b>	
・ 産学官交流・連携の促進	県・市町村・大学・事業者
・ 知的財産戦略の推進	県・公的支援機関・経済団体
・ 技術革新に挑戦する中小企業の支援	県・大学・経済団体
・ 企業間交流の促進	県・市町村・経済団体・事業者
<b>その他</b>	
・ 企業立地・フォローアップの推進	県・市町村・経済団体・金融機関
・ 技術革新に挑戦する中小企業の支援	県・経済団体・事業者
・ 創業・ベンチャーの支援	県・市町村・経済団体・金融機関
・ 企業立地等に関する優遇制度	県・市町村
・ 食品産業における県産農産物の利用拡大の支援	県・市町村・農業団体・事業者

### ▼圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化協議会の構成

- さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町
- 埼玉県、埼玉県中小企業振興公社
- 埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会
- 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫

図表4-21 取組事項\_首都圏西部地域広域基本計画

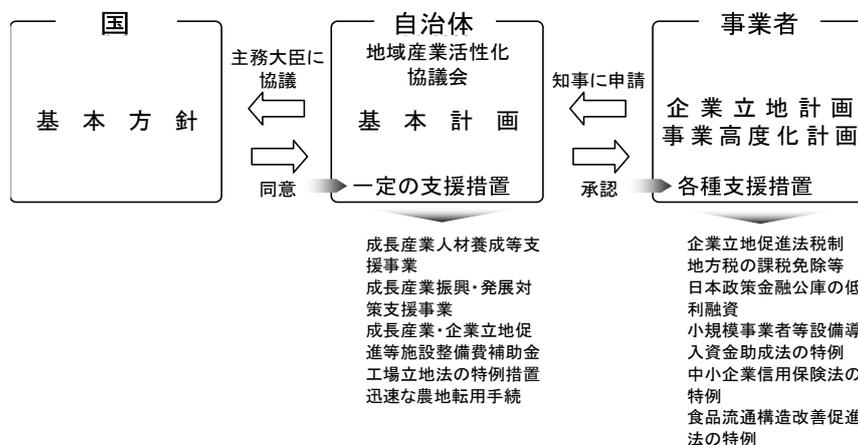
取組事項	取組を行う者
広域的産学官ネットワーク強化事業	
・産学官ネットワーク強化	首都圏西部地域産業活性化協議会構成団体等
環境ものづくり推進事業	
・新事業創出支援	(社)首都圏産業活性化協会等
・研究開発支援	(社)首都圏産業活性化協会等
海外展開・販路開拓支援事業	
・海外展開支援	(社)首都圏産業活性化協会等
・販路開拓(国内)支援	(社)首都圏産業活性化協会等
経営課題解決支援事業	
・情報提供	(社)首都圏産業活性化協会等
・経営課題個別対応	(社)首都圏産業活性化協会等
・情報管理事業	(社)首都圏産業活性化協会等

▼首都圏西部地域産業活性化協議会の構成

- さいたま市、武蔵野市、東村山市、稲城市、川越市、三鷹市、国分寺市、羽村市、所沢市、青梅市、国立市、あきる野市、飯能市、府中市、福生市、西東京市、狭山市、昭島市、狛江市、瑞穂町、入間市、調布市、東大和市、日の出町、坂戸市、町田市、清瀬市、檜原村、三芳町、小金井市、東久留米市、奥多摩町、八王子市、小平市、武蔵村山市、相模原市、立川市、日野市、多摩市、厚木市
- 埼玉県、東京都、神奈川県
- 一般社団法人 首都圏産業活性化協会
- 財団法人埼玉県中小企業振興公社、財団法人さいたま市産業創造財団、財団法人東京都中小企業振興公社、独立行政法人東京都立産業技術研究センター、財団法人神奈川県産業振興センター、財団法人相模原市産業振興財団、厚木商工会議所

基本計画には、地域の強みを活かした産業振興を図るため、集積活性化を図る業種や目標、目標達成に向けた施策などを定めており、計画に定めた業種に属する企業が企業立地促進法の規定に基づく「企業立地計画」または「事業高度化計画」を作成し、県の承認を受けた場合、日本政策金融公庫の低利融資や、特別償却制度が利用可能となっている。

図表4-22 企業立地促進法の認定のスキーム等



(経済産業省のホームページをもとに作成)

### ③地域産業資源活用事業の促進に関する基本的構想

各地域の「強み」である地域の農林水産品、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として制定された地域資源活用促進法に基づき、埼玉県も県内の地域産業資源を特定する「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想(以下、「基本構想」)」を作成している。

中小企業は、県の基本構想に記載されている地域産業資源を活用した事業計画を作成し、県を經由して国の認定を受けることにより、新商品・新サービスの開発・製造・販路拡大などを行うにあたっての補助金、低利融資、設備投資減税等を受けることができる(図表4-18参照)。

平成22年度末時点で、県全体では13件の事業所が認定を受けているが、所沢市では認定を受けた事業所はない。

なお、県の基本構想においては、所沢市の地域産業資源として以下のような資源があげられている。

図表4-23 県基本構想における所沢市の地域産業資源

名 称	地域産業資源に係る地域
<b>農林水産物</b>	
・ほうれんそう	川越市、所沢市
・さといも	所沢市、狭山市
・狭山茶	県全域
・埼玉県産米「彩のかがやき」	県全域
・埼玉県産米	県全域
・埼玉県産麦	県全域
・埼玉県産大豆	県全域
・埼玉の牛乳	県全域
・彩の国黒豚	県全域
・彩の国地鶏タマシヤモ	県全域
・武州和牛	県全域
・日本なし「彩玉」	県全域
・植木	県全域
・芳香シクラメン	県全域
・なし	県全域
<b>鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術</b>	
・押絵羽子板	所沢市、狭山市、新座市
・雛人形	所沢市、狭山市、新座市
・焼だんご	所沢市
・手打ちうどん	所沢市
<b>文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源</b>	
・三富新田	川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町
・所沢航空記念公園	所沢市
・埼玉県立狭山自然公園	所沢市
・滝の城跡	所沢市
・小手指ヶ原古戦場	所沢市
・三富開拓地割遺跡	所沢市、三芳町

\* 所沢市に関わる資源のみの抜粋

## (2) 埼玉県の製造業支援関連施策の概要

### ① 埼玉県の中小企業の支援体制等

県の100%出資により設立された「財団法人 埼玉県産業振興公社」が中小企業支援法に基づく中小企業支援センターと新事業活動促進法に基づく地域プラットフォームの中核的支援機関としての役割を一元化しており、関連機関・団体等と連携して県の中小企業施策を実施している。そのほか、技術革新を支援する機関としては県立の試験研究機関である「産業技術総合センター」、創業前から第二創業にいたるまでトータルに支援する「埼玉県創業・ベンチャー支援センター」が設置されている。

図表4-24 埼玉県の中小企業支援体制等

機関・団体名称	/設置・運営等	○事業・機能等：概要
財団法人 埼玉県産業振興公社	/県100%出資/中小企業振興を目的とした県の中小企業施策の実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援センター事業：経営相談及び支援専門家による業務改善の支援</li> <li>○ マネジメントシステム導入支援事業：ISO14001(環境)及びISO9001(品質)などの導入支援・フォローアップ支援</li> <li>○ 国際化支援事業：海外取引・海外進出の支援</li> <li>○ 産学連携支援センター埼玉<sup>(※1)</sup> - 産学連携支援事業：産学連携による研究開発の総合的な支援</li> <li>○ 知的財産総合支援センター埼玉 - 知的財産支援事業：特許権、商標権等に関する相談・支援</li> <li>○ 次世代自動車支援センター埼玉 - 次世代自動車支援事業：次世代につながる自動車産業に関する相談、技術開発・販路開拓支援</li> <li>○ 受注企業振興事業：受注条件に適した企業を紹介、販路拡大のための展示商談会の開催</li> <li>○ 情報事業：幅広い分野の情報提供及びIT活用支援</li> <li>○ 研修事業：人材育成支援</li> <li>○ 投資育成事業：地域中核企業の育成</li> </ul>
産業技術総合センター	/埼玉県/県立の試験研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術支援：技術相談、依頼試験、機器解放、技術アドバイザー、人材育成</li> <li>○ 研究開発支援：技術開発、受託研究、技術移転</li> <li>○ 情報・交流：情報提供、交流支援、起業化</li> </ul>
埼玉県創業・ベンチャー支援センター	/埼玉県/創業やベンチャー企業の総合支援窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合窓口：民間アドバイザーによる総合窓口の提供</li> <li>○ 無料相談会：土業による専門相談、金融よろず相談、UR都市機構による開店応援サービス相談</li> <li>○ 各種セミナー・交流会の開催：講演会、セミナー、チャレンジ・ベンチャー交流サロン</li> <li>○ 販路開拓・マッチング支援・IT支援：彩の国ベンチャーマーケット、ベンチャー商談会、ITベンチャー創業サポート事業</li> <li>○ 県制度融資の申請受付：起業家育成資金や産業創造資金(経営革新貸付)の申請受付</li> <li>○ 表彰制度：いちおし「起」業プラン大賞、渋沢栄一ベンチャードリム賞</li> <li>○ 起業家精神(ソブサラスピリット)の発信：論語と算盤塾、渋沢コーナーの展示</li> <li>○ 情報提供：ちらし、パンフレット、冊子等</li> </ul>
商工会議所・商工会	/地区内商工業者/商工会議所法、商工会法に基づく法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営改善普及事業：小規模事業者を対象にした経営相談員による相談</li> </ul>
埼玉中小企業同友会	/県内中小企業家による任意団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区例会、委員会活動：経営革新、女性経営者の活動、情報化推進など</li> </ul>

『産学連携支援センター埼玉<sup>(※1)</sup>』設置：県・さいたま市、運営：公社・さいたま市産業創造財団

(埼玉県及び各機関・団体のホームページをもとに作成)

## ②金融支援

平成23年度の県の企業(中小企業者、中小企業組合、但し「産業立地資金」については中小企業者以外も対象)向け融資制度を以下の図表4-25に整理する。

なお、県制度融資は、原則として固定金利となっている。

図表4-25 金融支援概要

制度名	用途	限度額 円以内	期間(据置) 年以内	信用 保証	担保	保証人	申込先	
<b>事業資金</b>								
一般貸付	設備	6,000万 組合3億	10(1)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会 組合→中小企業団体中央 会	
	運転	5000(組合6000)万 〔予約貸付2,000万〕	7(1) 〔5(1)〕					
短期貸付	設備	2,000万 組合(員)5,000万	6か月	原則、付				
スタート資金	設備	個人:100~1,500万 法人:100~5,000万	5(6か月) 一定要件を 備えた法人 7	付	不要	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	指定取扱金融機関	
	運転							
小規模事業資金	設備	1250万	10(1)	付	原則不要	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会 組合→中小企業団体中央 会	
	運転	1,250万 〔予約貸付500万〕	7(1) 〔5(1)〕					
<b>起業家育成資金</b>								
新事業創出貸付	設備	1,500万 〔再挑戦支援 保証1,000万〕	10(1)	付	不要	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	商工会議所又は商工会も しくは創業・ベンチャー支援セ ンター	
	運転		7(1)					
独立開業貸付	設備	3,000万	10(1)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人		
	運転	1,500万	7(1)					
企業成長サポート資金	設備	1.5億 土地又は建物 取得の場合は2億	10(2) 15(2)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会 組合→中小企業団体中央 会	
	運転	5,000万	7(2)					
産業創造資金	設備	1億	10(2)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会/但し要件により 創業・ベンチャー支援セ ンター 含む組合→中小企業団体 中央会	
	運転		7(1)					
産業立地資金	設備	対象経費の70% 以内で20億 1億 移転等の要件有	10億以内:12(2) 10億超:15(2) 12(2)	必要に より	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	埼玉県産業労働部 金融課企画 制度融資担当	
<b>経営安定資金</b>								
大臣 指定 等 貸付	指定企業関連	運転	5,000万	7(1)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会 組合→中小企業団体中央 会
	災害復旧関連	設備	5,000万 組合1億	10(2)				
		運転	5,000万 組合6,000万	7(2)				
	特定業種関連	運転	5,000万	7(1)				
知事 指定 等 貸付	指定企業関連	運転	5,000万	7(1)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会 組合→中小企業団体中央 会
	災害復旧関連	設備	5,000万 組合1億	10(2)				
		運転	5,000万 組合6,000万	7(2)				
	特定業種関連	運転	5,000万	7(1)				
金融円滑化関連	運転	5,000万	7(1)					
経営あんしん資金	運転	5,000万	7(1)	付	原則不要	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	商工会議所 又は商工会	
企業パワーアップ資金	設備	1.5億	10(1)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	指定取扱金融機関	
	運転	1.5億	10(1)					
借換資金	運転	1億 (既往借入金、 新規運転資金 及び信用保証 料相当額の合計 が範囲内)	10(1)	付	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	個人:不要 法人:代表者を 連帯保証人	中小企業者→商工会議所 又は商工会 組合→中小企業団体中央 会	

(埼玉県のホームページをもとに作成)

### ③企業誘致の優遇制度等

補助金制度、融資制度、税の特例措置といった優遇制度のほか、工場などを立地する際の相談、情報提供、フォローアップなど様々なサービスを総合的に行う「チャンスメーカー埼玉戦略」総合窓口（県企業立地課）を設け、企業立地に係る行政手続きを所管する担当課内の「何でも相談ホットラインスタッフ」と連携することでワンストップ・クイックサービスを実施している。

図表4-26 企業誘致の優遇制度

補助金	埼玉県産業立地促進補助金	新たに土地を取得(借地)して、工場等の操業を開始した企業に対し、県に納付した不動産取得税相当額を補助
		対象業種 製造業、自然科学研究所、流通加工施設等、本社(本社は、土地取得を伴わない建物の建築を含む)
		規模 敷地面積1,000㎡以上かつ建築面積500㎡以上
		新規雇用 新たに雇用する従業員(埼玉県内に住所を有する者)が5人以上であること。ただし、中小企業基本法に規定する中小企業で土地売買契約(借地契約)届出書提出時の総従業員数が100人以下の場合は1人以上であること。
		補助額 納期限内に納付した不動産取得税相当額(限度額1億円)
補助金	(社)埼玉県トラック協会の緑化支援制度	環境対策事業の一つとして、県内に工場を立地する企業の緑化を支援
		対象工場 工場立地法の特定期間、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の届出者のうち工場等
		対象経費 緑地設置に係る費用
		補助額 補助率3分の1(120万円を限度)
融資	埼玉県産業立地資金	県内に本社機能や工場、物流施設を新設する企業等に対し、金融機関が、県の定める利率で融資
		限度額 20億円(対象経費の70%以内)
		期間 10億円以内:12年以内(2年以内据置)、10億円超:15年以内(2年以内据置)
		利率 年1.9%以内(保証付は1.8%以内)平成22年4月1日時点
		信用保証 必要により付する(年0.45%~1.59%以内)
	(再掲)	担保保証人 金融機関及び信用保証協会との協議により定める
	企業立地法に基づく支援 政府系金融機関による低利融資制度	対象業種の企業が工場等の新設・増設にあたって企業立地計画等を策定し、知事の承認を受けた際に活用できる低利融資制度
	対象業種 自動車関連産業、食品産業、流通加工業に該当する業種	
	立地場所 原則として自然公園・鳥獣保護区以外に立地	
	計画期間 平成19年12月20日以降を始期とし、平成24年3月31日までを終期	
税制	企業立地法に基づく支援 設備投資に係る特別償却制度	工場等の新設・増設をした初年度、普通償却に機械等15%、建物等8%の特別償却を上乘せ得る特例措置 対象業種、設備投資規模に一定の要件有

(埼玉県のホームページをもとに作成)

図表4-27 企業誘致の優遇制度(県内市町村、平成22年度)

市町村名	条例名等	内 容			企業立地促進法			
		限度額	免除	軽減	圏央道・外環道ゾーン	東北ゾーン	首都圏西部地域	
<b>固定資産税の免除・軽減に係る優遇制度</b>								
深谷市	深谷市工場等立地促進条例		—	5年間0.7/100	—	●	—	
越生町	越生町企業誘致条例		1年間	2年度0.28/100、3年度0.56/100	●	—	—	
ときがわ町	ときがわ町企業立地支援条例		1年間	2年度0.28/100、3年度0.56/100	●	—	—	
小鹿野町	小鹿野町税条例		3年間	農村地域工業等導入に係るもの	—	●	—	
神川町	神川町過疎対策に伴う町税(固定資産税)の課税の特例に関する条例		—	3年間0.35/100 ← 過疎地域	—	●	—	
<b>補助金等に係る優遇制度</b>								
(千円)								
さいたま市	さいたま市産業立地促進補助金交付要綱	200,000	投下固定資本額から算出された補助対象経費の10%以内を助成(大型特例;10億円)			●	—	●
	さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱	3,000	建物賃借料を3ヶ月間助成(大型特例;6,000千円)			—	—	—
熊谷市	熊谷市産業立地促進条例	—	固定資産税相当額を3年間助成			—	●	—
		—	新規雇用者1人当たり300千円助成(1回)			—	—	—
川口市	川口市企業立地補助金交付要綱	6,000	固定資産税及び都市計画税相当額1/2を3年間助成(1年度限度額2,000千円)			●	—	—
		2,400	貸工場入居のための家賃の1/2を2年間助成(月限度額100千円)					
		3,000	新規雇用者1人当たり年200千円助成(1回)					
秩父市	秩父市工場誘致条例	—	固定資産税相当額を3年間助成			—	●	—
	秩父市製造業水道料金助成金交付要綱	10,000	水道分担金相当額の1/2助成					
		—	年間12,000㎡超の水道使用分について1㎡当たり10円助成(1年度限度額2,000千円)					
	秩父市高速通信回線利用料金補助金	50/月	1ヶ月当たりの回線基本料金の1/2助成(月限度額50千円)					
秩父市国際規格認証取得支援補助金	1,000/シリーズ	ISO9000、14000シリーズの審査登録に直接要した経費の1/2助成						
飯能市	飯能市企業立地奨励金等交付要綱	—	固定資産税相当額を3年間助成			●	—	●
		15,000	新規雇用者1人当たり100千円を3年間助成(1年間限度額5,000千円)					
加須市	加須市企業誘致条例(合併前の騎西町区域に適用)	—	固定資産税相当額を3年間交付			●	—	—
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円交付(1回)					
本庄市	本庄市企業誘致条例	—	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間助成			—	●	—
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円交付(1回)					
		1,000	法人市民税相当額を1年度分助成(1回)					
東松山市	東松山市企業誘致条例	—	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間助成			●	—	●
春日部市	春日部市企業誘致条例	—	固定資産税相当額に1年目10/10、2年目9/10、3年目8/10を乗じた額を助成			●	—	—
		—	水道加入分担金相当額の1/2助成					
狭山市	狭山市企業立地奨励金等交付要綱	—	固定資産税及び都市計画税相当額1/2を5年間助成			●	—	●
		6,000	新規雇用者1人当たり300千円助成(1回)					
		3,000	リサイクル、省エネルギー、自然エネルギー利用等、環境への負荷軽減に資する設備の設置費用の1/2助成(1回)					
		3,000	水道利用加入金相当額の1/2助成(1回)					
		3,000	埋蔵文化財発掘調査費用の1/2助成(1回)					
深谷市	深谷市工場等立地促進条例(工場等の投資固定資産の総額が10億円以上の場合)	—	0.7/100に軽減した後の固定資産税相当額を3年間助成			—	●	—
		100,000	新規雇用者が5人以上となる場合、1人当たり300千円を3年間助成					
		50,000	基準以上の緑地面積に1㎡当たりの緑化に要する費用を乗じた額の1/2助成(1回)					
草加市	草加市企業立地促進条例	15,000	固定資産税及び都市計画税相当額を3年間助成(1年度限度額5,000千円)			●	—	—
		2,000	工場の家賃相当額の1/2を2年間助成(1年度限度額1,000千円)					

(つづき)

市町村名	条例名等	内 容		企業立地促進法		
		限度額	概要	圏央道・ 外環道 ゾーン	県北ゾーン	首都圏西 部地域
<b>補助金等に係る優遇制度</b>						
(千円)						
戸 田 市	戸田市産業立地推進事業補助金交付要綱 (製造業・運輸業者が工業・準工業地域に立地した場合)	9,000	固定資産・都市計画課税相当額の1/2を3年間補助(1年度限度額3,000千円)			
		2,400	工場の家賃相当額の1/2を2年間補助(1年度限度額1,200千円、月限度額100千円)	●	-	-
		1,500	固定資産税課税相当額の1/2を3年間補助(10,000千円以上の設備導入が対象、1年度限度額500千円)			
		300	新規雇用者(市内に1年以上住民登録を置く者)1人当たり300千円を1年間補助			
入 間 市	入間市商工業振興条例	100,000	新設(生産施設建設費-50,000千円)×5/100を助成			
		50,000	増設・移転(生産施設建設費-30,000千円)×3/100を助成	●	-	●
		20,000	新設・移転・増設用地取得(用地取得費-50,000千円)×5/100を助成			
久 喜 市	久喜市企業等誘致条例	-	固定資産税相当額の1/4を3年間(6年間分割)助成(対象:菖蒲北部地区、南部産業団地)	●	-	-
北 本 市	北本市企業誘致促進条例	-	固定資産税相当額を3年間助成(土地、家屋及び償却資産の総額が20億円以上の場合は5年間)	●	-	-
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円助成(1回)			
坂 戸 市	坂戸市工場誘致条例	-	固定資産税相当額に1/2を乗じた額を4年間助成	●	-	●
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を3年間助成			
毛 呂 山 町	毛呂山町企業誘致条例	-	固定資産税相当額の1/2を10年間助成	●	-	-
吉 見 町	吉見町企業等誘致に関する条例	-	固定資産税相当額に1年目100/100、2年目75/100、3年目50/100を乗じた額を助成	●	-	-
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)			
鳩 山 町	鳩山町企業誘致条例	90,000	固定資産税相当額の1/2を3年間助成(1年度限度額30,000千円)	●	-	-
		5,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)			
		5,000	省エネルギー設備等設置費用の10%助成(1回)			
と き が わ 町	ときがわ町企業立地支援条例	15,000	固定資産税の優遇期間中(3年間)、町民を継続雇用した場合1人当たり300千円を交付	●	-	-
皆 野 町	皆野町企業誘致条例	-	固定資産税相当額を3年間助成	-	●	-
		3,000	上水道加入金及び下水道分担金相当額の1/2を助成(3,000千円を限度)			
美 里 町	美里町工場立地促進条例	-	固定資産税相当額を3年間助成			
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を助成(1回)			
		1,000	法人町民税相当額を助成(1回)	●	-	-
		-	水道加入金相当額の1/2を助成(1回)			
		50,000	工場等の立地に必要な道路整備事業の1/2を助成(1回)			
神 川 町	神川町工場誘致条例	-	固定資産税相当額に1年目8/10、2年目6/10、3年目4/10を乗じた額を助成	-	●	-
上 里 町	上里町企業誘致条例	-	固定資産税相当額を3年間助成			
		3,000	新規雇用者(町民で1年以上継続雇用)1人当たり100千円を助成(1回)	-	●	-
		1,000	法人町民税相当額1年度分を助成(1回)			
寄 居 町	寄居町企業誘致条例	-	固定資産税の課税を3年間免除又は固定資産税相当額を3年間助成	-	●	-
		10,000	企業の立地に必要な道路整備事業の実施			
白 岡 町	白岡町白岡瀬地区企業誘致推進条例	-	固定資産税相当額を3年間交付			
		-	給水加入金相当額の1/2を交付	●	-	-
		3,000	新規雇用者1人当たり100千円を交付(1回)			
		50,000	省エネルギー設備の設置に要した費用の1/10に相当する額を交付(1回)			
杉 戸 町	杉戸町工場誘致条例	-	固定資産税相当額に1年目5/10、2年目4.5/10、3年目4/10を乗じた額を助成	●	-	-
		-	水道加入金相当額の1/2を助成			

(埼玉県ホームページをもとに作成)

### 4-3. 所沢市及び周辺都市や類似都市における製造業支援施策

#### (1) 所沢市及び周辺都市・類似都市の製造業支援施策の概況

今後の所沢市における製造業振興方策を検討する上では、県内の周辺の自治体や都市規模や製造業の規模・特性等が類似する市町村が実施している製造業支援施策との比較分析をすることにより、所沢市の製造業支援策を客観的に把握することも重要である。

このため、本調査では、所沢市の「周辺都市」(8都市)や「類似都市」(15都市)における製造業支援施策の動向を調査した。

#### ①比較対象とした周辺都市・類似都市

所沢市の「周辺都市」としては、所沢市に隣接する8都市(入間市、狭山市、川越市、新座市、東京都清瀬市、東村山市、東大和市、及び武蔵村山市)を抽出した。なお、西多摩郡瑞穂町及び入間郡三芳町も所沢市に隣接しているが、都市規模等の関係から本調査対象から除外している。

また、自治体規模が同程度であり、かつ小規模事業所が比較的多いという所沢市の製造業の構造と類似した特性をもつ自治体においてどのような施策が実施されているかを比較するため、「類似都市」として、全国の特例市の中から、従業員30人未満の中小事業所の割合が8割以上となっている15都市(川口市、春日部市、草加市、越谷市、水戸市、福井市、甲府市、沼津市、一宮市、春日井市、岸和田市、豊中市、八尾市、寝屋川市、及び佐世保市)を抽出した。

図表4-28 周辺都市・類似都市一覧

	H22 国調人口	財政力 指数	製造品出荷 額等(万円)	付加価値額 (万円)	1事業所あたり		付加価 値率
					出荷額	付加価値額	
埼玉県 所沢市	341,924	1.10	15,369,895	7,323,854	48,181	22,959	47.7%
埼玉県 川口市	500,598	1.07	43,583,363	20,397,247	25,324	11,852	46.8%
埼玉県 春日部市	237,171	0.83	14,219,922	6,350,836	51,521	23,010	44.7%
埼玉県 草加市	243,855	0.98	33,557,337	13,607,121	65,414	26,525	40.5%
埼玉県 越谷市	326,313	0.97	20,751,003	8,193,080	41,921	16,552	39.5%
埼玉県 入間市*	149,872	1.02	28,235,930	10,614,940	83,047	31,220	37.6%
埼玉県 狭山市*	155,727	1.12	107,475,226	30,823,704	514,236	147,482	28.7%
埼玉県 川越市*	342,670	1.07	78,684,855	28,526,172	153,382	55,607	36.3%
埼玉県 新座市*	158,777	0.97	19,224,183	7,156,414	82,155	30,583	37.2%
東京都 清瀬市*	74,104	0.73	1,206,066	525,990	48,243	21,040	43.6%
東京都 東村山市*	153,398	0.87	8,851,651	3,730,903	79,745	33,612	42.1%
東京都 東大和市*	82,516	0.95	8,805,850	3,371,506	154,489	59,149	38.3%
東京都 武蔵村山市*	66,339	0.89	7,261,570	3,356,653	44,825	20,720	46.2%
茨城県 水戸市	268,750	0.9	12,539,916	5,227,767	45,434	18,941	41.7%
福井県 福井市	266,796	0.9	33,744,600	15,392,592	50,215	22,906	45.6%
山梨県 甲府市	198,992	0.82	26,607,779	8,995,954	76,240	25,776	33.8%
静岡県 沼津市	202,304	1.11	53,496,972	21,895,651	78,788	32,247	40.9%
愛知県 一宮市	378,566	0.87	41,305,845	14,459,301	42,452	14,861	35.0%
愛知県 春日井市	305,569	1.08	65,546,078	25,449,928	83,180	32,297	38.8%
大阪府 岸和田市	199,234	0.62	21,423,271	8,210,465	52,897	20,273	38.3%
大阪府 豊中市	389,341	0.98	26,426,724	11,541,022	39,739	17,355	43.7%
大阪府 八尾市	271,460	0.81	113,044,183	37,285,044	66,418	21,907	33.0%
大阪府 寝屋川市	238,204	0.72	16,414,891	6,961,395	50,820	21,552	42.4%
長崎県 佐世保市	261,101	0.53	16,877,957	5,206,515	58,000	17,892	30.8%

※自治体名の後ろに\*が付されている市が所沢市の「周辺都市」である。

※付加価値率(%) = 付加価値額 ÷ 製造品出荷額等

## ②各自治体の製造業支援施策の体系化による整理

全国の市町村ではそれぞれの立地環境や産業構造等を勘案し、多岐にわたる産業振興施策が展開されているが、ここでは特に製造業事業所への支援施策に着目し、事業内容から大きく「経営相談」「資金融資」「経費補助」「技術支援」「連携・マッチング」「企業誘致」の6つ区分して整理した。

さらに、「資金融資」「経費補助」「技術支援」「連携・マッチング」「企業誘致」については、補助内容や支援内容等から小項目に分類し、計20種の施策に整理した上で、所沢市及びその周辺都市・類似都市の製造業支援施策を類型化し、実施状況を比較した。

なお、各施策区分ごとの事業の概要は下表のとおりである。

図表4-29 自治体による製造業支援施策の体系

施策区分		事業概要
①経営相談		経営、金融、税務等の企業経営に関する相談等
②資金融資	a. 運転資金	企業経営に必要な資金融資の斡旋等
	b. 設備投資	設備購入に必要な資金融資の斡旋等
	c. 高度化設備資金	設備の高度化に必要な資金融資の斡旋等
	d. 創業	創業者及び新規中小企業に対する資金融資の斡旋等
	e. 事業転換資金	事業転換に必要な資金融資の斡旋等
	f. その他	上記 a～e に該当しない資金融資に関する支援策
③経費補助	a. 国際規格等認証取得支援	国際規格 (ISO) 等認証取得に掛かる経費の助成等
	b. 特許、意匠、商標出願補助	特許、意匠、商標出願に掛かる経費助成等
	c. 販路開拓支援	県外、国外等で開催される展示会出展に係る経費の助成等
	d. 人材育成支援	従業員や経営者の研修等に掛かる経費の助成等
	e. 雇用促進助成	新規の従業員を雇用した場合に奨励金を交付する等
	f. その他	上記 a から e に該当しない経費補助に関する支援策
④技術支援	a. 研究開発支援	研究開発や新製品開発等に掛かる経費の助成等
	b. 技術者支援	新製品、新技術の研究開発等に掛かる経費の助成等
⑤連携・ マッチング	a. 産学連携支援 (補助)	産学での共同研究事業に掛かる経費の助成等
	b. 産学連携支援 (補助なし)	産学が相互に連携協働する体制の基盤整備等
	c. 企業間交流支援	企業による共同研究に掛かる経費の助成等
⑥企業誘致	a. 企業立地支援	市内に工場や事業所の新設・拡張に対する奨励金の交付等
	b. オフィス家賃補助	オフィス家賃の一部を助成する等

### ③所沢市及び周辺都市・類似都市の製造業支援施策の実施状況

所沢市及び周辺都市・類似都市の製造業支援施策の実施状況<sup>\*2</sup>について概括的に整理すると、図表4-30のとおりである。

なお、実施している施策の種別数を周辺都市・類似都市で概観すると、所沢市では、「経営相談」「資金融資」「経費補助」のカテゴリで計6種類の施策が実施されている。しかし、周辺都市では平均で約7種類、類似都市では平均で約10種類程度の施策が実施されており、所沢市よりも多様な支援メニューが用意されていることがわかる。特に10種類以上の施策が講じられている例も8都市(川口市、草加市、川越市、福井市、沼津市、春日井市、寝屋川市、佐世保市)でみられた。

#### ◆所沢市と周辺都市との製造業支援施策の実施状況の比較

所沢市に隣接する周辺都市をみると、所沢市が実施している「経営相談」「資金融資(運転資金、設備資金、創業資金及びその他)」に関しては、周辺都市の多くも実施している。また、「技術支援」に関する施策は、所沢市でも周辺都市でも実施されていない。

一方、所沢市が実施している「経費補助」に関する施策についてみると、川越市及び狭山市を除く周辺都市では実施されておらず、その施策の詳細も所沢市とは異なる。

「企業誘致(企業立地支援)」に関する支援施策は所沢市では実施していないが、多くの周辺都市では実施されており、また「連携・マッチング」に関しても、入間市、狭山市、及び川越市においては産学連携支援及び企業間交流支援の両タイプの事業が実施されており、武蔵村山市においても企業間交流に係る支援が実施されている。

#### ◆所沢市と類似都市との製造業支援施策の実施状況の比較

類似都市の施策をみると、所沢市及びその周辺都市が実施している「経営相談」「資金融資」に関しては、類似都市の多くでも実施されている。

「経費補助」についてみると、類似都市では、所沢市が実施している人材育成に係る支援だけではなく、国際資格の取得支援をはじめ、特許、意匠等の出願補助、販売開拓のための支援など様々な施策が講じられている。

また、所沢市が実施していない「企業誘致」に関する支援策としては、周辺都市と同様に企業立地支援を中心に多くの類似都市でも支援策がみられ、件数は少ないものの、オフィス家賃補助を実施している類似都市もある。

「連携・マッチング」に関する支援としては、周辺都市では補助を伴わない産学連携支援や企業間交流への支援が多くみられたが、類似都市では補助を伴う産学連携支援が比較的多くみられる。

さらに、所沢市及びその周辺都市ではほとんど実施されていなかった「技術支援」に関しては、研究開発支援を中心に半数程度の類似都市で実施されている。

\*2：周辺都市・類似都市の製造業支援施策は基本的に各都市のホームページで公表されている資料から抽出・整理したものである。

図表4-30 周辺都市・類似都市の製造業支援施策の実施状況

		①経営相談	②資金融資						③経費補助						④技術支援		⑤連携・マッチング		⑥企業誘致		
			a 運転資金	b 設備投資	c 高度化設備資金	d 創業	e 事業転換資金	f その他	a 国際規格（ISO）等認証取得支援	b 特許、意匠、商標出願補助	c 販売開拓費用・展示会等出展支援	d 人材育成支援	e 雇用促進助成	f その他	a 研究開発支援	b 技術者支援	a 産学連携支援補助	b 産学連携（補助金なし）	c 企業間交流支援	a 企業立地支援	b オフィス家賃補助
埼玉県	所沢市	○	○	○		○		○			○	○									
東京都	川口市	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○				○	
	春日部市	○	○	○	○								○				○			○	
	草加市	○	○	○					○	○	○		○		○					○	○
	越谷市	○	○	○		○			○								○				○
	入間市*		●	●	●	●	●										●	●	●		
	狭山市*	●	●	●	●			●					●					●	●	●	
	川越市*	●	●	●		●		●	●		●		●					●	●	●	
	新座市*	●	●	●		●		●												●	
東京都	清瀬市*	●	●	●		●															
	東村山市*	●	●	●		●		●												●	
	東大和市*		●	●		●		●													
	武蔵村山市*	●	●	●		●		●											●	●	
茨城県	水戸市	○	○	○				○			○	○	○		○					○	
福井県	福井市	○	○	○		○		○	○	○	○	○		○						○	○
山梨県	甲府市	○	○	○			○	○						○						○	○
静岡県	沼津市		○	○	○			○			○	○		○		○				○	
愛知県	一宮市		○	○		○			○	○			○		○					○	○
	春日井市		○	○				○	○	○	○		○	○		○				○	
大阪府	岸和田市		○	○		○					○					○				○	○
	豊中市	○						○			○	○	○							○	○
	八尾市	○	○	○					○	○	○									○	○
	寝屋川市	○	○	○					○	○	○		○			○				○	
長崎県	佐世保市	○	○	○		○					○	○	○	○	○					○	

※自治体名の後ろに\*を付した自治体が、所沢市の「周辺都市」である。

※施策が実施されている項目に○(周辺都市の場合●)を付している。

## (2) 所沢市及び周辺都市・類似都市の産業振興施策の内容等の比較

所沢市及び周辺都市・類似都市の製造業振興施策について、「経営相談」「資金融資」「経費補助」「技術支援」「連携・マッチング」「企業誘致」の6つの施策区分ごとに詳細内容を比較・整理した。

### ①経営相談

所沢市では、経営相談に関する施策として、商工会議所と連携したセミナー形式による創業相談や特許・商標相談会を実施している。

このような経営相談は周辺都市でも比較的多く実施されているが、その内容を比較すると、所沢市が行っている創業や特許・商標に関する相談のみでなく、税務、金融、労務、経営革新、貿易、法律など経営全般に関する相談にも応じている自治体も多く(川越市:No.11、東村山市:No.15等)、新製品開発や産学連携、技術開発等の専門的な相談をはじめ、後継者の育成に関する相談に応じている自治体もみられる(狭山市:No.9、清瀬市等)。相談体制に関しては、自治体が委託したアドバイザーだけでなく、中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士等の専門家が日程調整を図り相談している事業もみられる(川口市:No.4、東村山市:No.16等)。また、相談頻度については、常設的(毎日から1～3日/週)に相談員を設置している自治体もあれば、定期的(1日/月程度)に開催しているケースもある。

類似都市においても、経営相談は比較的多く実施されており、内容も概ね同様のものが多いが、なかには、川口市(No.4)のように、中小企業診断士を事業所へ直接派遣する訪問形式での相談事業もみられる。

図表4-31 「経営相談」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	相談回数	相談体制
1	埼玉県所沢市	新規開業(創業)支援推進事業		商工会議所と連携して相談及び情報提供
2	埼玉県所沢市	特許・商標相談会	年4回	知的財産総合支援センター埼玉の知的財産アドバイザーが対応
3	埼玉県川口市	金融相談	毎月1回	中小企業診断士が対応
4	埼玉県川口市	経営相談	中小企業診断士と直接調整	中小企業診断士が直接事業所に訪問
5	埼玉県春日部市	中小企業向け金融相談	毎月1回程度	埼玉県信用保証協会が対応
6	埼玉県草加市	金融よろず相談	毎月1回	埼玉県信用保証協会が対応
7	埼玉県越谷市	開業・経営・経営革新に関する相談	月～金	産業雇用支援センターのアドバイザーグループが対応
8	埼玉県越谷市	事業資金相談	毎月1回	埼玉県信用保証協会が対応
9	埼玉県狭山市	工業技術相談事業 (中小企業経営相談事業)		TAMA協会やTAMA-TLO(株)の職員等が対応
10	埼玉県狭山市	工業地域の環境整備に向けた情報交換事業		
11	埼玉県川越市	経営相談	平日	川越商工会議所が対応
12	埼玉県川越市	ワーカーズコレクティブ設立支援事業		
13	埼玉県新座市	経営相談に対する支援		
14	東京都清瀬市	経営基盤の確立		
15	東京都東村山市	経営に関する相談		商工会が設置した経営指導員が対応
16	東京都東村山市	専門家による相談会 (金融相談会)	毎月第2木曜	日本政策金融公庫職員、商工会経営指導員等が対応
		専門家による相談会 (経営相談会)	事前調整後に 随時実施	中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士等が対応
17	東京都武蔵村山市	資金融資及び起業相談		
18	茨城県水戸市	中小企業経営相談	毎月2回	社団法人茨城県経営コンサルタント協会が対応
19	福井県福井市	小規模事業者向け経営相談窓口	月・火・木・金	金融相談員(金融機関 OB)が対応
20	山梨県甲府市	経営支援、金融・融資相談、創業・起業	月2回	中小企業診断士が対応
21	大阪府豊中市	工業事業所支援アドバイザー派遣	最大5回	工業事業所支援アドバイザーが対応
22	大阪府八尾市	八尾市中小企業サポートセンター		相談窓口を設置
23	大阪府寝屋川市	寝屋川市経営支援アドバイザー	火・木・金	経営支援アドバイザーが対応 (相談内容により訪問相談も可)
24	長崎県佐世保市	1日経営ドック	日程を調整して 平日に実施	中小企業診断士、司法書士及び社会保険労務士等の専門家が対応

※太枠内に「周辺都市」である。(以下の図表についても同様)

## ②資金融資

### a. 運転資金

所沢市では、事業に必要な運転資金の円滑な調達を支援するものとして、中小企業を対象に融資の斡旋事業として中小企業支援金、特別小口資金、及び災害復興資金と利子補給金制度の4事業を実施している。融資限度額は中小企業支援金が3,000万円、特別小口資金が1,250万円、災害復興資金が5,000万円であり、融資期間は中小企業支援金及び災害復興資金が10年以内、特別小口資金が7年以内である。また、利率は中小企業支援金が1.90%、特別小口資金及び災害復興資金が1.75%であるが、所沢市融資制度資金利子補給金を併用することで利子補給金(その年に払った利子額の30%)の交付を受けることもできる。

このような運転資金の融資斡旋制度は、川越市で5件、入間市及び狭山市で4件、新座市及び武蔵村山市で3件、清瀬市、東村山市、及び東大和市で2件と、全ての周辺都市で設けられており、その内容も所沢市が実施しているものと大きな差異はなく、利子補給金制度との併用も可能となっているものが多い。

一方、類似都市においても、川口市、甲府市、及び佐世保市で4件、草加市及び一宮市で3件、越谷市、水戸市、福井市、沼津市、春日井市、及び岸和田市で2件、春日部市、豊中市、八尾市、及び寝屋川市で1件と多くの自治体で実施されており、その内容は所沢市及びその周辺都市と概ね同様のものが多い。

利率は融資期間に関係なく一定としている施策が多いなか、一宮市(No.50,51,52)及び春日井市(No.53,54)においては、融資期間により利率が変動する仕組みとなっており、なかには、川口市(No.6,7)、狭山市(No.22)、及び沼津市(No.48)等のように利率が1.00%と低金利になっているケースもある。

また、利子や信用保証料を補助する制度は、運転資金だけでなく資金融資に係る支援策全般において多く設けられている。所沢市では利子額の30%を補助しているが、信用保証料のみを全額補助するケース(寝屋川市:No.59)や、利子及び信用保証料の50%を補助するケース(東村山市:No.33,34)のように、補助率及び補助対象は自治体により異なっている。

図表4-32 資金融資のうち「運転資金」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
1	埼玉県 所沢市	所沢市中小企業融資制度 (中小企業支援資金)	3,000万 *所沢市融資制度資金利子補給金	10年以内(1年以内)	1.90% (1.33%)
2	埼玉県 所沢市	所沢市中小企業融資制度 (特別小口資金(無担保無保証人))	1,250万 *所沢市融資制度資金利子補給金	7年以内(6ヶ月以内)	1.75% (1.225%)
3	埼玉県 所沢市	所沢市中小企業融資制度 (災害復興資金)	5,000万 *所沢市融資制度資金利子補給金	10年以内(1年以内)	1.75% (1.225%)
4	埼玉県 所沢市	所沢市融資制度資金利子補給金		融資期間内	
5	埼玉県 川口市	中小企業運転資金融資	8,000万	10年以内(1年以内)	1.20%
6	埼玉県 川口市	小規模事業者資金融資(運転・設備)	1,250万 *約定利子の50%補給	10年以内(1年以内)	1.00%
7	埼玉県 川口市	中小企業短期資金融資	500万	6ヶ月以内(1ヶ月以内)	1.00%
8	埼玉県 川口市	中小企業応援資金融資	100万以上3,000万以内	5年以内(6ヶ月以内)	取扱金融機関が決定
9	埼玉県 春日部市	小口資金融資斡旋制度 (一般小口・特別小口)	1,250万 *支払利息の20%補給	10年(6ヶ月)	1.80%
10	埼玉県 草加市	小口事業資金融資 (特別小口融資・小口事業資金)	1,250万 *年間支払利息の20%補給	10年～12年以内 (8ヶ月～1年以内)	1.80%
11	埼玉県 草加市	商工業経営合理化資金融資	5,000万 *年間支払利息の20%補給	10年～12年以内 (8ヶ月～1年以内)	2.10%
12	埼玉県 越谷市	小口資金(一般小口資金)	500万 *普通利子額の25～40%補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.80%
13	埼玉県 越谷市	小口資金(特別小口資金)	1,250万 *普通利子額の25～40%補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.80%

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
14	埼玉県 越谷市	中口資金 一般中口資金・特別中口 資金	5,000万 *普通利子額の25~40%補給	10年以内(6ヶ月以内)	2.10%
15	埼玉県 入間市	小口特別融資	1,000万 *年間の約定利子の一部補給	7年以内(6ヶ月以内)	1.75%
16	埼玉県 入間市	特別小口無担保無保証人融資	1,000万 *年間の約定利子の一部補給	7年以内(6ヶ月以内)	1.75%
17	埼玉県 入間市	商工業開発資金融資	750万 *年間の約定利子の一部補給	5年以内(6ヶ月以内)	2.05%
18	埼玉県 入間市	商工業振興資金融資	5,000万 *年間の約定利子の一部補給	5年以内(3ヶ月以内)	1.85%
19	埼玉県 狭山市	狭山市中小企業制度融資 (一般小口資金)	1,250万	7年以内(6ヶ月以内)	1.75%
20	埼玉県 狭山市	狭山市中小企業制度融資 (特別小口資金)	1,250万 *予算の範囲内で貸付利息の30% 補給	7年以内(6ヶ月以内)	1.75%
21	埼玉県 狭山市	狭山市中小企業制度融資 (狭山市商工業開発資金)	400万~2,000万	3年~7年以内 (3ヶ月以内)	1.75%
22	埼玉県 狭山市	狭山市中小企業制度融資 (狭山市緊急特別資金)	300万	5年以内(3ヶ月以内)	1.00%
23	埼玉県 川越市	川越市特別小口無担保無保証人融 資制度	1,250万		
24	埼玉県 川越市	川越市中小企業一般貸付融資制度	1,250万		
25	埼玉県 川越市	川越市中小企業中口事業資金融資 制度	3,000万		
26	埼玉県 川越市	川越市小規模企業者セーフティ融資 制度	500万	5年以内	1.20%
27	埼玉県 川越市	川越市法人経営強化資金融資制度	100万~2,000万以内	5年以内(6ヶ月以内)	金融機関の 所定金利
28	埼玉県 新座市	特別小口無担保無保証人保証制度 融資	1,250万 *返済利息1.75%のうち1.00%相当額 補給	10年以内(6ヶ月以内)	1.75%
29	埼玉県 新座市	中小企業融資(中口)	3,500万 *返済利息1.75%のうち1.00%相当額 補給	10年以内(6ヶ月以内)	1.75%
30	埼玉県 新座市	新座市緊急運転資金融資制度	1,000万 *年間支払利息を全額補給	10年以内(6ヶ月以内)	1.75%
31	東京都 清瀬市	小口事業資金融資	1,000万~1,500万		
32	東京都 清瀬市	小口事業資金融資 (小口零細企業保証制度)	700万~1,000万		
33	東京都 東村山市	小口事業資金融資制度	500万 *保証料の50%及び支払利息の 50%補給	5年(6ヶ月含む)	2.1% (2分の1)
34	東京都 東村山市	小口事業資金融資制度(特別融資)	500万 *保証料の50%及び支払利息の 50%補給	5年(6ヶ月含む)	1.90%
35	東京都 東大和市	事業資金の融資斡旋制度	500万 *利子支払額の50~70%補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.90% ~ 2.10%
36	東京都 東大和市	事業資金の融資斡旋制度 (不況対策特別運転資金)	300万 *利子支払額の50~70%補給	5年以内(6ヶ月以内)	2.10%
37	東京都 武蔵村山市	小口事業資金融資制度	600万 *支払利息の50%補給	36ヶ月以内	金融機関と 協議で決定
38	東京都 武蔵村山市	小口事業資金融資制度 (緊急特別運転資金)	300万 *支払利息の50%補給	48ヶ月以内	金融機関と 協議で決定
39	東京都 武蔵村山市	小企業近代化資金利子補給制度	10万/1事業者 *支払利息の50%補給		
40	茨城県 水戸市	中小企業向け融資斡旋(自治金融)	500万 *返済利率1.0%分以内を補給	5年(6ヶ月)	1.85%
41	茨城県 水戸市	中小企業向け融資斡旋(自治金融・ 振興資金)	2,000万 *返済利率1.0%分以内を補給	5年(12ヶ月)	1.85%
42	福井県 福井市	小規模事業者サポート資金	1,250万 *初年度支払利子50%及び保証料 の全額補給	5年以内(6ヶ月)	1.20%

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
43	福井県 福井市	経営安定借換資金	4,000万 *保証料の25%補給	10年以内(1年以内)	
44	山梨県 甲府市	中小企業経営改善資金	2,000万	5年以内(6ヶ月)	2.30%
45	山梨県 甲府市	小規模企業者小口資金 (無担保・無保証人)	750万 *融資利率の1.7%分を補給	5年以内(6ヶ月)	2.7% (1.0%)
46	山梨県 甲府市	特別経営安定資金	2,000万～4,000万	7年～10年以内 (12ヶ月)	1.90%
47	山梨県 甲府市	小規模企業者小口資金 (無担保・無保証人)(緊急資金)	50万 *融資利率の1.7%分を補給	1年以内(2ヶ月)	2.3% (0.6%)
48	静岡県 沼津市	小口資金利子補給制度	700万	5年以内	1.00%
49	静岡県 沼津市	短期経営改善資金利子補給制度	700万	5ヶ月以内	1.40%
50	愛知県 一宮市	商工業振興資金(通常資金)	5,000万	(1)2～3年 (2)4～5年 (3)6～7年	(1)1.6% (2)1.7% (3)1.8%
51	愛知県 一宮市	商工業振興資金(小規模企業資金)	1,250万	(1)2～3年 (2)4～5年 (3)6～7年	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
52	愛知県 一宮市	小口事業資金	20万以上200万以下	(1)2～3年 (2)4～5年	(1)1.4% (2)1.5%
53	愛知県 春日井市	商工業振興資金融資(通常資金)	5,000万 *保証料の90～100%補給	(1)2～3年 (2)4～5年 (3)6～7年 *全て据置6ヶ月	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
54	愛知県 春日井市	商工業振興資金融資 (小規模企業資金)	1,250万 *保証料の90～100%補給	(1)2～3年 (2)4～5年 (3)6～7年 *全て据置6ヶ月	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
55	大阪府 岸和田市	岸和田市中小企業サポート融資	600万 *一部補給	4年以内(なし)	1.20%
56	大阪府 岸和田市	小規模資金	1,250万	7年以内(6ヶ月以内)	1.60%
57	大阪府 豊中市	利子補給制度	利子1.00%相当分(上限:当初借入 額150万)	5年間	
59	大阪府 寝屋川市	中小企業事業資金融資斡旋(大阪府 市町村連携型中小企業融資制度)	700万 *保証料の全額補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.60%
59	大阪府 寝屋川市	中小企業事業資金融資斡旋(大阪府 市町村連携型中小企業融資制度)	500万 *保証料の全額補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.60%
60	長崎県 佐世保市	経営合理化資金	2,000万 *保証料の一部補給	7年以内(1年以内)	2.10%
61	長崎県 佐世保市	小口事業資金	1,250万 *保証料の一部補給	7年以内(1年以内)	2.00%
62	長崎県 佐世保市	短期資金	1,000万	1年以内	1.60%
63	長崎県 佐世保市	小規模事業者経営改善資金利子補 給制度	10万 *利子支払総額の50%補給		

## b. 設備投資

前項 a の運転資金に係る融資制度の多くは設備投資も対象としており、所沢市の4事業についても、特別小口資金の融資期間を除き、運転資金・設備投資のいずれも同内容の融資制度となっている。一方、周辺都市及び類似都市では、設備投資の場合は運転資金よりも融資限度額を高く、融資期間を長く設定している事業も多くみられる。

なお、設備投資のみに限定した融資制度は、狭山市(No.17)、福井市(No.35)及び春日井市で見られる。

図表4-33 資金融資のうち「設備資金」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
1	埼玉県所沢市	所沢市中小企業融資制度 (中小企業支援資金)	3,000万 *所沢市融資制度資金利子補給金	10年以内(1年以内)	1.90% (1.33%)
2	埼玉県所沢市	所沢市中小企業融資制度(特別 小口資金(無担保無保証人))	1,250万 *所沢市融資制度資金利子補給金	10年以内(6ヶ月以内)	1.75% (1.225%)
3	埼玉県所沢市	所沢市中小企業融資制度 (災害復興資金)	5,000万 *所沢市融資制度資金利子補給金	10年以内(1年以内)	1.75% (1.225%)
4	埼玉県所沢市	所沢市融資制度資金利子補給金		融資期間内	
5	埼玉県川口市	中小企業設備資金融資	1億 *約定利子の50%補給	12年以内(1年以内)	1.20%
6	埼玉県川口市	小規模事業者資金融資 (運転・設備)	1,250万 *約定利子の50%補給	12年以内(1年以内)	1.00%
7	埼玉県春日部市	小口資金融資斡旋制度 (一般小口・特別小口)	1,250万 *支払利息の20%補給	12年以内(1年以内)	1.80%
8	埼玉県草加市	小口事業資金融資 (特別小口融資・小口事業資金)	1,250万 *支払利息の20%補給	12年以内(1年以内)	1.80%
9	埼玉県草加市	商工業経営合理化資金融資	5,000万 *支払利息の20%補給	12年以内(1年以内)	2.10%
10	埼玉県越谷市	小口資金(一般小口資金)	500万 *普通利子額の25~40%補給	6年以内(1年以内)	1.80%
11	埼玉県越谷市	小口資金(特別小口資金)	1,250万 *普通利子額の25~40%補給	6年以内(1年以内)	1.80%
12	埼玉県越谷市	中口資金(特別小口資金)	5,000万 *普通利子額の25~40%補給	10年以内(6ヶ月以内)	2.10%
13	埼玉県入間市	商工業振興資金融資	5,000万 *年間の約定利子の一部補給	10年以内(6ヶ月以内)	2.05%
14	埼玉県入間市	小口特別融資	1,000万 *年間の約定利子の一部補給	10年以内(12ヶ月以内)	1.75%
15	埼玉県入間市	特別小口無担保無保証人融資	1,000万 *年間の約定利子の一部補給	10年以内(12ヶ月以内)	1.75%
16	埼玉県入間市	商工業開発資金融資	750万 *年間の約定利子の一部補給	7年以内(6ヶ月以内)	2.05%
17	埼玉県狭山市	中小企業環境適応資金	7,000万 *予算の範囲内で利息の50%補給	12年以内(12ヶ月以内)	1.75%
18	埼玉県狭山市	狭山市中小企業制度融資 (一般小口資金)	1,250万	10年以内(12ヶ月以内)	1.75%
19	埼玉県狭山市	狭山市中小企業制度融資 (特別小口資金)	1,250万 予算の範囲内で利息の30%補給	10年以内(12ヶ月以内)	1.75%
20	埼玉県狭山市	狭山市中小企業制度融資 (狭山市商工業開発資金)	400万~2,000万 予算の範囲内で利息の30%補給	5年~10年以内 (6ヶ月以内)	1.75%
21	埼玉県川越市	川越市特別小口無担保無保証人融資制度	1,250万		
22	埼玉県川越市	川越市中小企業一般貸付融資制度	1,250万		
23	埼玉県川越市	川越市中小企業中口事業資金 融資制度	3,000万		
24	埼玉県川越市	川越市小規模企業者セーフティ融資制度	500万	5年以内	1.20%
25	埼玉県新座市	特別小口無担保無保証人保証 制度融資	1,250万 *返済利息1.75%のうち1.00%相当額補給	12年以内(9ヶ月以内)	1.75%
26	埼玉県新座市	中小企業融資(中口)	5,000万 *返済利息1.75%のうち1.00%相当額補給	12年以内(9ヶ月以内)	1.75%
27	東京都清瀬市	小口事業資金融資	1,500万		
28	東京都清瀬市	小口事業資金融資 (小口零細企業保証制度)	1,000万		
29	東京都東村山市	小口事業資金融資制度	700万 *保証料の50%及び支払 利息の50~100%補給	7年(1年含む)	2.1% (2分の1)
30	東京都東大和市	事業資金の融資斡旋制度	700万*支払利息の50~70%補給	7年以内(6ヶ月以内)	1.9~2.1%
31	東京都 武蔵村山市	小口事業資金融資制度	900万 *支払利息の50%補給	60ヶ月以内	金融機関と 協議で決定
32	茨城県水戸市	中小企業向け融資斡旋 (自治金融)	1,000万 *返済利率1.0%分以内を補給	7年(6ヶ月)	1.85%
33	茨城県水戸市	中小企業向け融資斡旋 (自治金融・振興資金)	2,000万 *返済利率1.0%分以内を補給	7年(12ヶ月)	1.85%
34	福井県福井市	小規模事業者サポート資金	1,250万 *初年度支払利子50% 及び保証料の全額補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.20%
35	福井県福井市	省エネ等転換促進資金	2,500万 *初年度支払利子50% 及び保証料の全額補給	10年以内(1年以内)	1.30%

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
36	山梨県甲府市	中小企業経営改善資金	3,000万		2.30%
37	山梨県甲府市	小規模企業者小口資金 (無担保・無保証人)	750万 *融資利率の1.7%分を補給	7年以内(6ヶ月)	2.9%(1.2%)
38	静岡県沼津市	小口資金利子補給制度	700万		1.00%
39	愛知県一宮市	商工業振興資金(通常資金)	5,000万	(1)2~3年 (2)4~5年 (3)6~7年	(1)1.6% (2)1.7% (3)1.8%
40	愛知県一宮市	商工業振興資金 (小規模企業資金)	1,250万	(1)2~3年 (2)4~5年 (3)6~7年	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
41	愛知県春日井市	設備投資助成事業	1,000万		
42	愛知県春日井市	商工業振興資金融資 (通常資金)	5,000万 *保証料の90~100%補給	(1)2~3年 (2)4~5年 (3)6~7年 *全て据置6ヶ月	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
43	愛知県春日井市	商工業振興資金融資 (小規模企業資金)	1,250万 *保証料の90~100%補給	(1)2~3年 (2)4~5年 (3)6~7年 *全て据置6ヶ月	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
44	大阪府岸和田市	岸和田市中小企業サポート融資	600万 *一部補給	4年以内(なし)	1.20%
45	大阪府岸和田市	小規模資金	1,250万	7年以内(6ヶ月以内)	1.60%
46	大阪府八尾市	小規模企業融資(大阪府市町村 連携型中小企業融資制度)	700万 *保証料の全額補給	48ヶ月以内 (6ヶ月以内)	1.10%
47	大阪府寝屋川市	中小企業事業資金融資斡旋(大阪 府市町村連携型中小企業融資制度)	500万 *保証料の全額補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.60%
48	長崎県佐世保市	経営合理化資金	2,000万 *保証料の一部補給	10年以内(1年以内)	2.10%
49	長崎県佐世保市	小口事業資金	1,250万 *保証料の一部補給	10年以内(1年以内)	2.00%

※網掛けした事業は再掲したものである。(以下の図表についても同様)

### c. 高度化設備資金

所沢市では高度化設備資金に関する融資制度は設けられていないが、周辺都市のうち狭山市では中小企業者が共同で行う高度化事業に係る資金融資の斡旋事業が実施されている。融資限度額は4億9千万円、融資期間は12年であり、利率は1.75%となっているが、利子補給金(貸付利息の50%以内)の交付を受けることもできる。また、入間市では高度化事業を助成する事業が実施されており、工場集団化事業の場合の助成金額は総工事費から用地取得費を除いた額の10%で、限度額5,000万円となっている。

類似都市においても、川口市、春日部市、及び沼津市では狭山市と同様の高度化設備資金の斡旋事業が実施されている。なお、川口市では、1.00%と低金利に設定されている。

図表4-34 資金融資のうち「高度化設備資金」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
1	埼玉県川口市	中小企業技術高度化設備資金融資	1億円	12年以内(1年以内)	1.00%
2	埼玉県春日部市	中小企業近代化資金融資あつ旋制度	3,000万 *利息の10%補給	10~12年以内 (6ヶ月~12ヶ月)	2.20%
3	埼玉県入間市	中小企業者助成制度 (高度化事業への助成)	3,000万~5,000万	2年間	
4	埼玉県狭山市	近代化事業資金	4億9千万	12年以内(12ヶ月以内)	1.75%
5	静岡県沼津市	近代化資金等利子補給制度	4,000万~1億、又は、総事業 費の10%以内 *利率の0.3%相当分を補給	1年以上7年以内	長期プライム レート

#### d. 創業

所沢市では、創業者及び新規中小企業を対象に創業資金の調達を支援する事業を実施しており、融資限度額は1,000万円、融資期間は運転資金7年以内、設備資金10年以内となっている。利率は1.00%と低金利であるが、所沢市融資制度資金利子補給金を併用することでさらに利子補給金の交付を受けることができる。

周辺都市においても創業時の資金融資の斡旋は、入間市、川越市、新座市、清瀬市、東村山市、東大和市、及び武蔵村山市で各1件と、比較的多くの自治体で実施されており、それらの内容も、所沢市が実施しているものと大きな差異はなく、利子補給金制度等との併用が可能となっているものが多い。ただし、融資限度額、融資期間、及び利率については、所沢市の方が事業者にとって好条件となっている。

類似都市においては、佐世保市で2件、川口市、越谷市、福井市、一宮市、春日井市、及び岸和田市で1件実施されており、その内容は、所沢市及びその周辺都市と概ね同様のものが多いが、なかには、岸和田市のように融資限度額2,500万と高額に設定されているものや、春日井市のように日本政策金融公庫や市内金融機関から創業資金の融資を受けた事業者に対する利子補給補助金制度もみられる。

図表4-35 資金融資のうち「創業」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
1	埼玉県所沢市	新規創業支援資金	1,000万 *所沢市融資制度資金利子補給金	7～10年以内 (1年以内)	1.00%
2	埼玉県川口市	中小企業創業支援資金融資	1,500万	7～10年以内 (1年以内)	1.00%
3	埼玉県越谷市	起業家育成資金	1,000万 *普通利子額の25～35%補給	7～10年以内 (1年以内)	1.60%
4	埼玉県入間市	商工業開発資金融資	750万 *約定利子の一部補給	5～7年以内 (6ヶ月以内)	2.05%
5	埼玉県川越市	川越市新規創業者支援資金 融資制度			
6	埼玉県新座市	起業者への支援			
7	東京都清瀬市	新しい産業育成			
8	東京都東村山市	小口事業資金融資制度	500万 *保証料の50%及び支払利息の50～100%補給	5年(1年含む)	2.1% (2分の1)
9	東京都東大和市	事業資金の融資斡旋制度	500万 *保証料全額及び支払利息の50～70%補給	5年以内(6ヶ月以内)	1.9%～2.1%
10	東京都武蔵村山市	小口事業資金融資制度 (創業資金)	600万 *支払利息の50%補給	48ヶ月以内	金融機関との 協議で決定
11	福井県福井市	創業支援資金	1,500万 *初年度支払利子50%及び保証料 全額補給	5～7年以内 (1年以内)	1.20%
12	愛知県一宮市	一宮市開業資金	1,000万	(1)2～3年 (2)4～5年 (3)6～7年 *全て据置6ヶ月	(1)1.4% (2)1.5% (3)1.6%
13	愛知県春日井市	創業資金融資に係る利子補給補助 金制度	10万	36月以内	
14	大阪府岸和田市	開業資金	2,500万	5～7年以内 (1年以内)	1.60%
15	長崎県佐世保市	創業資金	1,000万 *保証料の全額補給	7～10年以内 (1年以内)	1.70%
16	長崎県佐世保市	新規開業支援利子補給制度	10万		

### e. 事業転換資金

所沢市では事業転換資金に関する融資制度は設けられていないが、周辺都市のうち入間市では事業を業種転換する場合に必要な資金を斡旋する事業が実施されている。融資限度額は750万円、融資期間は運転資金が5年、設備資金が7年であり、利率は運転資金が1.85%、設備資金が2.05%であるが、利子補給金の交付を受けることができる。

また、類似都市をみても、川口市及び甲府市では入間市と同様の事業が実施されているが、融資限度額は運手資金が1,000万円もしくは1,500万円、設備資金が3,000万であり、融資期間は運転資金が5年以内、設備資金が10年もしくは12年以内と、入間市よりも良い条件が設定されている。

図表4-36 資金融資のうち「事業転換資金」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
1	埼玉県川口市	中小企業事業転換資金融資	1,500万～3,000万	10年～12年以内 (6ヶ月～1年以内)	1.40%
2	埼玉県入間市	業種転換資金融資	750万 *利子の一部補給	5年～7年以内 (6ヶ月以内)	1.85%～ 2.05%
3	山梨県甲府市	中小企業事業転換資金	1,000万～3,000万	5年～10年以内 (6ヶ月～12ヶ月以内)	2.30%

### f. その他

ここでは、資金融資に関する施策のうち、前項までの分類には該当しない施策について整理する。

所沢市では、その他の資金融資として、中小企業等共同組合を対象とした補助金事業及び利子補給金事業、並びに、環境事業団体から共同利用建物の譲渡を受けた者に対する当該譲渡対価に係る債務の利子補給金事業の3事業を実施している。

周辺都市では多様な資金融資に関する支援として東村山市で1件、類似都市においては川口市及び甲府市で2件、福井市及び春日井市で1件実施されており、それらの内容は、所沢市が実施している共同組合等に対する資金融資の斡旋(川口市:No.5、福井市、及び甲府市:No.9)をはじめ、繁忙期など期中業績に特化した融資である季節資金(甲府市:No.8)などがみられる。

図表4-37 資金融資のうち「その他」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	融資限度額(円以内)	期間(据置)	利率 (実質負担)
1	埼玉県所沢市	所沢市中小企業等協同組合相互扶助事業補助金	30万～1億		
2	埼玉県所沢市	所沢市中小企業等協同組合資金融通利子補給金	600万 *予算の範囲内で、支払利息の25%補給		
3	埼玉県所沢市	所沢市環境事業団建設譲渡資金利子補給金	利率の1%相当額	20年以内	
4	埼玉県川口市	中小企業経営環境リフレッシュ資金融資	1億	12年以内(1年以内)	1.00%
5	埼玉県川口市	中小企業組合転貸資金融資	1,000万	1年以内	認定組合及び指定金融機関との協議により決定
6	東京都東村山市	小口事業資金融資制度(移転資金)	1,200万 *保証料の50%及び支払利息の50～100%補給	10年(1年含む)	2.1% (2分の1)
7	福井県福井市	組合事業振興資金	3億 *初年度支払利子50%及び保証料の全額補給	5年以内(1年以内)	1.30%
8	山梨県甲府市	季節資金	500万	5ヶ月以内	1.90%
9	山梨県甲府市	協同組合育成資金	2,000万～1億	5年～12年以内 (6ヶ月～12ヶ月)	2.1%～2.4%
10	愛知県春日井市	工場用地取得資金融資	2億以内	7年以内(4ヶ月以内)	元利均等償還

### ③経費補助

#### a. 国際規格(ISO)等認証取得支援

所沢市では国際規格(ISO)等認証取得に係る支援は特に行っていないが、周辺都市の川越市では国際規格(ISO)等の認証取得に必要な資金を融資・斡旋する事業が実施されている。

一方、類似都市では春日井市をはじめ比較的多くの都市で支援策がみられ、その内容としては、国際規格(ISO)等の認証取得にかかる対象経費の1/2又は1/3以内を補助する事業が多く、補助限度額は10万～300万円に設定されている。また、福井市では川越市が実施しているものと同様に融資斡旋制度が設けられているが、融資限度額は3,000万円と高額に設定されている。

なお、国際規格(ISO)以外の補助対象としては、国内環境規格であるエコアクション21、KES(京都マネジメントシステムスタンダード)、及びエコステージや、プライバシーマーク、中小企業の格付認証、耐震診断等がみられる。

図表4-38 経費補助のうち「国際規格(ISO)等認証取得支援転資金」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	限度額(円以内)
1	埼玉県川口市	国際規格等認証取得支援事業	補助対象経費の1/3以内	50万
2	埼玉県草加市	国際規格等認証取得支援事業部門補助金	補助対象経費以内	10万～30万
3	埼玉県川越市	川越市中小企業認証等取得資金融資制度		
4	茨城県水戸市	ISO認証取得支援事業	補助率1/3以内	300万
5	福井県福井市	マーケット戦略資金		3,000万
6	愛知県一宮市	ISO取得補助金	補助対象経費の1/2以内	50万
7	愛知県春日井市	企業信用力向上事業	取得費用の1/3以内	50万～100万
8	愛知県春日井市	ISO認証取得事業	審査登録費用の1/2以内	200万
9	大阪府八尾市	意欲ある事業者経営・技術支援補助金制度	要した費用の1/2以内	15万
10	大阪府寝屋川市	ISO等認証取得事業補助金	補助対象経費の1/2以内	20万～50万

#### b. 特許、意匠、商標出願補助

特許、意匠、商標出願補助に係る支援事業は、所沢市及びその周辺都市では実施していないが、類似都市では、一宮市など6市で実施されている。それらの内容は、特許・意匠・商標の出願に係る対象経費の1/2以内(草加市は2/3以内)を補助する事業であり、補助限度額も10万～50万円となっている。

図表4-39 経費補助のうち「特許、意匠、商標出願補助」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	限度額(円以内)
1	埼玉県草加市	産業財産権取得支援事業補助金	補助対象経費の2/3以内	30万
2	埼玉県越谷市	産業財産権取得費補助金	補助対象経費の1/2以内	10万
3	福井県福井市	マーケット戦略資金		3,000万
4	愛知県一宮市	特許出願補助金	補助対象経費の1/2以内	15万/申請1件
5	愛知県一宮市	実用新案出願補助金	補助対象経費の1/2以内	10万/申請1件
6	愛知県春日井市	知的財産権取得事業	補助対象経費の1/2以内	50万/年
7	大阪府寝屋川市	中小企業経営・技術支援補助金	補助対象経費の1/2以内	20万/年度

#### c. 販売開拓費用・展示会等出展支援

所沢市では、埼玉県産業振興公社主催の展示商談会への出展に対する補助を行っており、同様の支援事業は県内の周辺都市でもみられる。また川越市では、産業博覧会の周知・広報活動等を行う実行委員会の運営費を補助する事業が実施されている。

類似都市でも、福井市及び佐世保市をはじめ草加市や沼津市、春日井市、岸和田市、豊中市、八尾市、及び寝屋川市と比較的多くの自治体で実施されている。それらの内容は所沢市と同様、事業所が県内外の展示会や見本市に出展する際の費用の1/2以内を補助するという直接的な支援事業となっており、補助限度額は5万～500万円に設定されているものが多いが、なかには福井市(No.5)のように独自に展示会

を開催する場合も補助対象とし、補助限度額も100万円から500万円と高額に設定しているものもある。

また、自社で開発する(した)製品の市場調査や消費者モニター調査等を委託又は発注する際の市場調査に対する補助(春日井市)や、需要開拓に関する調査及び指導を受ける事業や広報及び品質表示等の事業も補助対象としている事業(佐世保市:No.13)などもある。

図表4-40 経費補助のうち「販売開拓費用・展示会等出展支援」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	限度額(円以内)
1	埼玉県所沢市	埼玉県産業振興公社主催の展示商談会への出展料補助(商工会議所の取りまとめによる参加の場合)	出展料の1/3	
2	埼玉県草加市	展示会等出展支援事業	補助対象経費の2/3以内	50万
3	埼玉県川越市	川越産業博覧会実行委員会運営費補助事務		
4	福井県福井市	マーケット戦略資金		3,000万
5	福井県福井市	中小企業団体販路開拓補助金	補助率:対象経費1/2以内	100万～500万
6	静岡県沼津市	中小企業販路拡大事業補助金	出展に要する経費1/2以内	100万
7	愛知県春日井市	マーケティング支援事業(小間料助成・市場調査支援事業)	補助対象経費の1/5～1/2以内	50万～100万
8	大阪府岸和田市	経営力アップ支援事業 展示会出展を支援	補助対象経費1/2～2/3以内	20万～60万
9	大阪府豊中市	販路開拓支援出展料助成金制度	助成対象経費1/2	5万/年度
10	大阪府八尾市	意欲ある事業者経営・技術支援補助金制度	補助対象経費の1/2以内	15万/年度
11	大阪府寝屋川市	中小企業経営・技術支援補助金	補助対象経費の1/2以内	20万/年度
12	長崎県佐世保市	中小企業販路開拓支援事業	補助対象経費の1/2以内	200万
13	長崎県佐世保市	ふるさと特産品振興事業補助金	経費から、国県等からの補助金を除いた額の1/3以内	50万

#### d. 人材育成支援

所沢市では人材育成支援に係る支援事業として、情報化への対応を促進するために市と商工会議所で講習受講料の費用を分担し、当該講習の受講料を安く抑える事業、並びに、近代的な経営技術を実践する能力を養成することを目的に商工業の若手経営者グループに補助金を交付する事業の2事業を実施している。

周辺都市ではこのような支援施策はみられないが、類似都市では、春日井市をはじめ、福井市、水戸市、豊中市、八尾市、寝屋川市、及び佐世保市で実施されている。その内容は、所沢市の事業と概ね同様であり、従業員や経営者を対象とした研修等の開催料や受講料の1/2以内を補助するものであるが、所沢市では商工会議所と共同開催の講習会等に限定されているのに対して、類似都市では補助対象事業が広く設定されている。なかには、水戸市のように、工業関係に従事している企業に特化して、人材育成・従業員の能力向上や技術力・開発力の向上等に資するため、公的な工業関連施設を利用した際の利用料等を補助する事業や、春日井市(No.6)のように中小企業の経営者や幹部候補生者を対象として大学院へ入学する場合の入学金を助成する事業もある。

補助限度額は福井市や春日井市(No.5)を除くと、概ね10万～20万円程度に設定されている。

図表4-41 経費補助のうち「人材育成支援」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	限度額(円以内)
1	埼玉県所沢市	中小企業経営情報化推進事業	講習会等の費用を分担	
2	埼玉県所沢市	商工業若手経営者グループ育成事業	補助率:1/2	20万
3	茨城県水戸市	既存工業関連施設利用支援事業	補助率:1/2以内	20万
4	福井県福井市	中小企業団体人材育成補助金	補助率:1/2以内	100万
5	愛知県春日井市	研修事業	受講料の1/2以内の額	限度額なし
6	愛知県春日井市	産業人材育成事業(入学金助成)	入学金を助成	10万
7	大阪府豊中市	中小企業人材育成支援補助金	受講料、講師謝礼金の1/2以内	10万/年度
8	大阪府八尾市	意欲ある事業者経営・技術支援補助金制度	補助対象経費の1/2以内	15万/年度
9	大阪府寝屋川市	中小企業人材育成事業費補助金	補助対象経費の1/2以内	20万/年間
10	長崎県佐世保市	中小企業等人材育成支援事業補助金	補助対象経費の1/2以内	10万

#### e. 雇用促進助成

所沢市では雇用促進助成に係る支援事業は実施していないが、周辺都市のうち狭山市及び川越市では、市内に新たに事業所を立地する際に新規雇用をした場合に、雇用人一人あたり30万円の奨励金を交付する事業が実施されている。

一方、類似都市をみると、川口市、草加市、水戸市、福井市、沼津市、一宮市、豊中市、及び佐世保市で雇用促進に係る支援が行われている。内容は周辺都市が実施しているものと大差なく、奨励金の金額も雇用人一人あたり10万～50万円と概ね同額である。

なお、これらは企業誘致と併せて実施される場合が多いが、なかには、企業誘致等とは関係なく、国の事業(トライアル雇用・インターンシップ制)を導入した際の経費を補助する事業もみられる(草加市・水戸市)。

図表4-42 経費補助のうち「雇用促進助成」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	限度額(円以内)
1	埼玉県川口市	企業立地支援事業(雇用促進補助金)	雇用人数×20万円	300万
2	埼玉県草加市	企業支援雇用促進助成事業補助金		月4万/被雇用人1人
3	埼玉県狭山市	狭山市企業立地奨励金	1人あたり30万円	600万
4	埼玉県川越市	川越市企業立地奨励金等交付制度(雇用促進奨励金)	1人あたり30万円	300万
5	茨城県水戸市	人材確保支援事業	補助率:1/2以内	25万/1人受入れ
6	福井県福井市	企業立地奨励制度(雇用奨励助成金)	1人あたり10万円～50万円	1億
7	静岡県沼津市	企業立地促進事業費助成	1人あたり50万円	2億
8	愛知県一宮市	雇用促進奨励金	1人あたり年額30万円	1,500万/年
9	大阪府豊中市	企業立地促進制度(雇用促進奨励金)	1人あたり10万円	1,000万
10	長崎県佐世保市	企業立地奨励事業(雇用奨励金)	1人あたり25万～30万円	総額5千万

#### f. その他

ここでは、経費補助に関する施策のうち、前項までの分類には該当しなかったコミュニティ活動や福利厚生等に係る施策について整理した。

このような支援事業は所沢市及びその周辺都市では実施されていないが、類似都市では川口市、春日部市、水戸市、春日井市、寝屋川市、及び佐世保市で1件実施されている。

なお、事業内容は、地域の産業活性化に関する事業への補助(春日部市、寝屋川市)などをはじめ、自治体により様々である。

図表4-43 経費補助のうち「その他」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	限度額(円以内)
1	埼玉県川口市	少人数私募債発行支援事業	少人数私募債発行総額×補助年率(2%)	
2	埼玉県川口市	住工共生コミュニティ活動事業	補助対象経費の30%以内	50万/1事業
3	埼玉県春日部市	地域力アップ提案事業補助金		50万～200万
4	茨城県水戸市	中小工場再整備支援事業	補助率:1/3以内	100万
5	愛知県春日井市	福利厚生施設等整備事業	補助対象経費の20%～60%	200万～600万
6	大阪府寝屋川市	特産品創製推進事業	補助対象経費総額の1/2以内	150万
7	長崎県佐世保市	中小企業退職金共済掛金補助制度	被共済者(従業員)1人あたり月額1,000円	

#### ④技術支援

##### a. 研究開発支援

研究開発に係る支援事業は所沢市及びその周辺都市では実施していないが、類似都市では、川口市、福井市、及び佐世保市で2件、草加市、甲府市、沼津市、一宮市、及び春日井市で1件と、比較的多くの都市で実施されている。

事業内容は、新製品や新技術の開発等に掛かる費用の1/2もしくは2/3以内を補助する事業が多く、補助限度額は50万～500万円に設定されているものが多いが、なかには、川口市(No.2)のように補助限度額が3,000万円と高額に設定されているものもある。

また、一宮市のように、中小企業者が生産した新商品を市が購入する場合、一定の条件を満たすことにより、随意契約により調達できる制度を設けているケースもある。

補助対象事業の要件として、地域資源や特産物の利用(福井市:No.4、甲府市)や産業振興公社、市長、市等の認定(川口市、草加市、一宮市)などが規定されているものもみられ、特に、春日井市のように、ふるさと財団(財団法人地域総合整備財団)が行う新技術・地域資源開発事業を対象事業として、補助限度額は1,000万円と高額に設定しているケースもある。

図表4-44 技術支援のうち「研究開発支援」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額等	補助限度額 (円以内)
1	埼玉県川口市	新製品等開発試作費補助金	補助対象額の2/3以内	500万
2	埼玉県川口市	新製品等開発振興資金融資		3,000万
3	埼玉県草加市	研究開発型企業育成部門補助金	補助対象経費の1/2～2/3以内	150万/1件
4	福井県福井市	ものづくり支援補助金	補助率:1/2以内	50万
5	福井県福井市	ものづくり支援補助金(新技術・新製品開発)	補助率:1/2以内	100万
6	山梨県甲府市	新商品開発研究事業補助金		
7	静岡県沼津市	沼津市ニュービジネス創出事業	研究開発・経営革新の事業費1/2以内	100万
8	愛知県一宮市	新商品開発・新分野開拓事業者支援制度		
9	愛知県春日井市	新分野進出等企業支援事業	対象経費2/3以内	1,000万
10	長崎県佐世保市	中小企業創造的技術開発支援事業 (ソフトウェア開発等支援事業)	対象経理1/2以内	200万～300万
11	長崎県佐世保市	中小企業創造的技術開発支援事業 (小規模企業者支援事業)	対象経理の1/2以内	50万

##### b. 技術者支援

技術者支援に係る支援事業については、所沢市及びその周辺都市では実施されていないが、類似都市のうち佐世保市では、中小企業を対象として、新製品・新技術の研究開発等に係る経費の1/2以内を補助する事業が実施されており、補助限度額は200万円である。

図表4-45 技術支援のうち「技術者支援」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額等	補助限度額 (円以内)
1	長崎県佐世保市	中小企業創造的技術開発支援事業 (moNo-づくり支援事業)	補助対象人件費:総事業費1/2～2/3以内の 経費を対象として補助率1/2	200万

## ⑤連携・マッチング

### a. 産学連携支援(補助)

所沢市及びその周辺都市では、産学連携を支援するための補助事業は特にみられないが、類似都市では、新製品・新技術等の産学共同研究や人材育成等の経営基盤強化事業に係る費用の一部を補助する事業が6市で実施されており、補助限度額は20万～100万円に設定されている。

類似都市の各事業の内容は概ね同じであるが、春日井市では、国、県その他の公的機関が実施する研究開発助成事業を活用するための事前調査や予備的研究事業についても対象としている。また、岸和田市では補助金の申請が年度内に複数可能となっている。

図表4-46 連携・マッチングのうち「産学連携支援(補助)」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	補助限度額(円以内)
1	埼玉県川口市	産学連携支援事業	補助対象経費の1/2	60万
2	茨城県水戸市	新製品・新技術開発支援事業	補助率:1/3以内	100万
3	静岡県沼津市	沼津市産学共同研究支援補助金	共同研究に掛かる経費の1/2以内	20万
4	愛知県春日井市	産学共同研究等事業	補助対象経費の1/2以内	50万/年
5	大阪府岸和田市	経営力アップ支援事業 産学官連携	補助対象経費の1/2以内	20万
6	大阪府寝屋川市	産学・企業間交流等促進補助金	補助対象経費の1/2	20万/1事業

### b. 産学連携支援(補助なし)

所沢市では前項のような経費補助を伴わない産学連携支援も行われていないが、周辺都市のうち入間市では、中小企業や大学、金融機関、商工会等による「元気な入間ものづくりネットワーク」を構築し、新製品や新技術の共同研究・開発やマーケティング支援などを行っている。また、狭山市では、近隣の中小企業や大学が有する優れた技術や商品を展示するコア技術展示交流会の開催を支援している。

類似都市においても、春日部市及び越谷市では産業振興や地域社会の発展を目的とした大学との連携協定を締結する等の側面的支援を行っている。

図表4-47 連携・マッチングのうち「産学連携(補助金なし)」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名
1	埼玉県春日部市	日本工業大学との包括的連携
2	埼玉県越谷市	埼玉県立大学と連携協力に関する包括協定を締結
3	埼玉県入間市	地域産業振興(産学官連携等)事業
4	埼玉県狭山市	産学官交流促進事業(新規成長産業連携支援事業)
5	埼玉県川越市	産学公連携事務

### c. 企業間交流支援

所沢市では企業間交流支援は実施していないが、周辺都市では、工業関係団体等への連携活動に対する支援(狭山市・川越市)や交流会等の開催・参加に対する支援(狭山市・武蔵村山市)がみられる。

また、類似都市のうち岸和田市、八尾市、及び寝屋川市では、企業グループの共同研究等に係る費用の1/2以内を補助する支援が実施されており、補助限度額は20万～100万円の範囲で設定されている。

図表4-48 連携・マッチングのうち「企業間交流支援」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額	補助限度額(円以内)
1	埼玉県入間市	工業関係団体の活動支援		
2	埼玉県狭山市	産学官交流促進事業(新規成長産業連携支援事業)		
3	埼玉県川越市	商工団体等補助事務		
4	東京都武蔵村山市	たま工業交流展出展への支援		
5	大阪府岸和田市	経営力アップ支援事業 産学官連携	補助対象経費の1/2以内	20万
6	大阪府八尾市	異業種交流グループ等新製品・新技術開発支援事業補助金	補助対象経費の1/2以内	100万
7	大阪府寝屋川市	産学・企業間交流等促進補助金	補助対象経費の1/2	20万/1事業

## ⑥企業誘致

### a. 企業立地支援

所沢市では企業立地への支援策は実施していないが、周辺都市では、工場や事業所等を建設、移設、拡張する場合に助成金を交付する事業が多くみられる。助成金額については、建設費や用地取得費を基に計算する場合(入間市など)と固定資産税及び都市計画税を基に計算する場合(狭山市など)がある。

類似都市でも比較的多くの自治体で企業立地支援策が実施されており、事業内容は周辺都市と概ね同じであるが、なかには、一宮市(No.18,19)のように固定資産税、都市計画税、及び事業所税を課税免除等とする事業もみられる。補助期間の多くは3年～5年であり、補助限度額は1億円を超えるものもみられ、一宮市(No.20)や春日井市(No.23)のように10億円という高額な限度額が設定されているものもある。

なお、企業誘致には安定税収の確保だけでなく雇用機会の拡大という狙いもあるため、企業誘致奨励金の要件に雇用増加を掲げている施策(水戸市、沼津市、一宮市:No.18)や、企業誘致奨励金等と雇用促進奨励金等を併設している施策(狭山市:No.6、川越市、福井市、豊中市、佐世保市)もある。

また、工場の新設・拡張だけでなく、既設工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合も補助対象としている事業(春日井市:No.24)や、住宅地域に混在する工場を準工業地域に集約し、作業場面積の狭隘対策や周辺環境整備などを図る取組(東村山市)等もみられる。

図表4-49 企業誘致のうち「企業立地支援」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額等	限度額(円以内)	補助期間
1	埼玉県川口市	産業立地促進資金融資		2億8千万	20年
2	埼玉県川口市	企業立地支援事業	年度内の土地・建物に係る固定資産税・都市計画税相当額の1/2		
3	埼玉県春日部市	企業立地支援制度	固定資産税の8/10から10/10以内		3年間
4	埼玉県草加市	企業立地促進奨励		300万/年	3年間
5	埼玉県入間市	入間市企業立地助成制度	助成率:(生産施設建設費-5,000万)×5/100=助成金	1億	3年間
6	埼玉県狭山市	狭山市企業立地奨励金	固定資産税及び都市計画税相当額の1/2		
7	埼玉県狭山市	インキュベーションセンター運営事業			
8	埼玉県狭山市	企業立地促進事業			
9	埼玉県川越市	川越市企業立地奨励金等交付制度	固定資産税・都市計画税相当額の合額の6/10から10/10		3年間
10	埼玉県新座市	企業誘致の推進			
11	東京都東村山市	市営賃貸工場アパート			
12	東京都武蔵村山市	企業誘致促進制度			
13	茨城県水戸市	企業立地促進補助制度	生産設備取得費用の100分の1以内	300万～3,000万	
14	福井県福井市	企業立地奨励制度		2～5億	
15	山梨県甲府市	企業誘致条例	固定資産税相当額の10/10以内及び水道加入金相当額の5/10以内	限度額なし	3年間
16	山梨県甲府市	産業集積促進助成金交付	投下固定資産額の1/100～2/100以内(土地取得費除く)	2億	
17	静岡県沼津市	企業立地促進事業費助成	用地取得費の20%以内	2億	
18	愛知県一宮市	立地促進奨励金	投下固定資産総額の5%に相当する額	1億5千万	
19	愛知県一宮市	固定資産税および都市計画税の課税免除または 不均一課税	70～100%免除 (10～30%の不均一課税)		
20	愛知県一宮市	事業所税(資産割のみ)の課税免除	新設する事業所に係る事業所税(資産割のみ)について課税免除		5年間
21	愛知県一宮市	高度先端産業立地促進奨励金	投下固定資産総額の5～10% (土地に係るものを除く)	5億～10億	
22	愛知県春日井市	工場新增設事業・移転事業	固定資産に係る評価額の10～12%以内(償却資産を除く)	2億	
23	愛知県春日井市	既設工場取得助成事業	当該工場等に係る固定資産税・都市計画税相当額	3,000万/年～ 3,600万/年	3～4年間
24	愛知県春日井市	高度先端産業立地促進事業	対象経費の5～10%以内	5億～10億	
25	大阪市岸和田市	岸和田市産業支援助成制度	対象事業に係る土地の固定資産税相当額の2分の1		5年間
26	大阪府豊中市	企業立地促進制度	土地、建物、設備にかかる固定資産税相当額の1/2	1億/年度	5年間
27	大阪府八尾市	ものづくり集積促進奨励金	固定資産税・都市計画税の1/2相当額		5年間
28	長崎県佐世保市	企業立地奨励事業	固定資産税または、土地の固定資産評価額の1/2	1億～3億	

## b. オフィス家賃補助

企業誘致を図るためオフィスの家賃等を補助する事業については、所沢市及びその周辺都市では特にみられないが、類似都市では多く実施されている。

具体的には、オフィス家賃の月額賃料の1/2以内を補助する事業が多く、補助限度額は年間100万～140万円程度であり、補助期間は2年又は3年程度が多い。

また、前述の企業立地支援に関する制度の一環として整備されている施策もみられる(草加市、福井市(No.4))。

図表4-50 企業誘致のうち「オフィス家賃補助」に関する各自治体の施策概要

NO	自治体名	事業・施策名	補助率・金額等	限度額 (円以内)	補助期間
1	埼玉県草加市	企業立地促進奨励	事業所の賃借料相当額の1/2	100万/年	2年間
2	埼玉県越谷市	創業者オフィス家賃補助金	月額賃料の1/2以内	月額3万	2年間
3	福井県福井市	オフィス立地促進事業	家賃補助:1/2以内	144万/年	3年間
4	福井県福井市	企業立地奨励制度	貸借費の1/2	月額20万	3年間
5	山梨県甲府市	情報通信関連産業立地促進事業補助金	事業所賃借料の1/3	100万	
6	愛知県一宮市	賃借型立地奨励金	賃借料の10%	120万/年	3年間
7	大阪府豊中市	開業支援賃料助成金交付制度	契約賃料の1/5	2万円	6ヶ月

### (3) 周辺都市・類似都市の産業振興支援策との比較結果のポイント

本章では、所沢市の製造業支援策の客観的な把握を行うことを目的に、所沢市に隣接する周辺都市や都市規模や製造業の規模・特性等が類似する類似都市が実施している産業振興支援施策との比較分析を行った。

ここでは、その結果から、今後の製造業の振興に向け所沢市に求められる支援策等を検討する上でのポイントについて総括的にまとめた。

#### ◆所沢市の支援策は他都市と比べて施策バリエーションが相対的に少ない

所沢市では産業振興施策としては、「経営相談」「資金融資(運転資金、設備資金、創業資金及びその他)」「経費補助(人材育成)」に分類される各種支援施策を実施しているが、周辺都市や類似都市ではさらに多様な支援施策が講じられており、所沢市の支援施策のバリエーションは相対的に少ない。

特に、周辺都市と比較すると、所沢市では行われていない企業立地に対する支援施策は多くの周辺都市で実施されており、また産学連携に関する支援や企業間交流支援といった所沢市では実施されていない「連携・マッチング」支援策についても、周辺都市では施策がみられる。

類似都市をみると、上記の支援に加えて、所沢市やその周辺都市ではあまりみられなかった特許、意匠、商標出願に対する補助や人材育成支援等の「経費補助」や「技術支援」、「連携・マッチング(産学連携支援補助)」等の施策が充実している。また、周辺都市と同様、ほぼ全ての類似都市で企業立地に対する支援が実施されている。

事業経費の補助に係る事業をみると、所沢市には、周辺都市には特にみられない補助制度として「人材育成に関する支援」が行われているが、これ以外の経費補助に係る支援策は実施されていない。一方で、周辺都市の中には多くの経費補助施策がみられ、例えば事業所を新設する際に生じた雇用に対する助成制度(狭山市)や、ISO等の認証取得に関する資金の支援(川越市)などが行われている。

また、類似都市では、周辺都市とは異なり、総じて競争力の向上に向けて人材育成や雇用促進助成のみならず、経費補助に関しても複数の支援制度を準備して様々な支援が行われている。

#### ◆相談事業は創業や特許等が中心であり経営全般に関する相談体制となっていない

経営相談に関する支援施策として、所沢市では、商工会議所と連携したセミナー形式による創業相談や特許・商標に関する相談会を実施しているが、このような経営相談自体は、周辺都市や類似都市でも比較的多くみられるものである。

しかし、その「相談内容」を比較すると、所沢市では主に創業や特許等に関する相談が中心となっているが、他の自治体では、税務、金融、労務、経営革新、貿易、法律など経営全般にして幅広く相談に応じているものが多く、特に、新製品開発や産学連携、技術開発等の専門的・技術的な相談や、後継者の育成に関する相談に応じる体制をとっている自治体もみられる。

また、「相談体制」をみると、周辺都市及び類似都市では、自治体が委嘱したアドバイザーだけでなく、

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士等の専門家が日程調整を図りながら個別に対応している例もみられる。

「相談頻度」については自治体により様々であり、常設的(毎日から1～3日/週)に相談員を配置している例もあれば、定期的(1日/月程度)に開催している例もあるが、なかには中小企業診断士を事業所へ直接派遣する訪問形式での相談事業もみられ、事業者に対してきめ細かな配慮がなされている。

### ◆事業資金の融資に関する支援制度は比較的充実している

製造業事業者への資金融資に係る支援施策を、「運転資金」、「設備資金」、「高度化設備資金」、「創業」、「事業転換資金」、「その他」に分類して整理すると、所沢市では、運転資金、設備資金、創業資金、その他(組合を通じた互助事業や利子補給事業等)の支援施策が用意されている。

これらのうち特に運転資金や設備資金に関する支援は、周辺都市や類似都市においては一般的な支援として数多く実施されており、融資の限度額や期間、利子補給の内容や条件は自治体によって様々であるが、所沢市のように、運転資金と設備資金は「事業に必要な資金」として一体的な支援制度として位置づけられている例が多い。

一方、所沢市でも実施されている創業資金の調達に関する支援についてみると、特に周辺都市で積極的に施策が講じられているが、融資限度額や融資期間、利率等の側面で所沢市の制度はより好条件となっている。

なお、所沢市では中小企業の協同組合を通じての相互扶助事業に関しては多彩な補助事業のメニューを用意しているが、埼玉県内で比較的多くみられる経営改善に向けて事業の近代化や高度化に関する資金融資、あるいは事業転換に係る資金融資に係る支援は行われていない。

### ◆所沢市及び周辺都市では、類似都市のような研究開発に関する支援はみられない

研究開発に係る支援は、所沢市及びその周辺都市では全く行われていないが、類似都市では新製品や新技術の開発等に掛かる費用の1/2もしくは2/3以内を補助する等の事業が比較的多く実施されており、自治体によっては、新たな事業分野の開拓に向けて、販路開拓のための支援や新商品の研究開発に取り組む企業への助成等を行っているケースもある。

なお、技術者支援に係る事業も、所沢市及びその周辺都市では実施されていないが、一部の類似都市では、創造的な新製品・新技術の開発に取り組む際に必要な経費として人件費も補助対象に含めて支援しているケースもみられる。

### ◆類似都市では産学連携を支援する補助事業も実施されている

産学連携・マッチングに対する支援施策としては、共同研究などの連携事業に自治体が直接補助を行うタイプと、直接的な補助は行わないが、自治体が高等教育機関と連携協定を締結したり、産学官のネットワークを構築するなど、連携基盤の構築を支援するタイプとがある。所沢市ではいずれのタイプの事業も実施されていない。

複数事業者が連携して取り組む事業に対して直接補助を行う事業については、類似都市では実施しているところもみられる。また周辺都市のうち入間市、狭山市及び川越市では、直接的な補助ではなく、産学連携の基盤の構築に向けた情報提供等の支援を行っている。

なお、前述の周辺都市3市では、企業間交流を支援する施策も展開している。具体的には、市内の工業関係団体の交流・振興に向けたコーディネートや補助金の交付などである。また、武蔵村山市のように、工業交流展への出展を促して異業種交流の推進を図っている自治体もある。

### ◆周辺都市や類似都市では企業誘致に関する支援も積極的に行われている

企業誘致に係る支援は大きく分けて「企業立地に対する支援」と「オフィス家賃等の補助」に分けられ、所沢市ではいずれも実施していないが、周辺都市及び類似都市では取組がみられる。

「企業立地に対する支援」としては、工場や事業所等の建設、移設、拡張に対する補助制度が多くみられ、周辺都市よりも類似都市の方が、補助期間が長くかつ補助限度額も高額であることが多い。また、企業誘致奨励金の要件に雇用者の増加を掲げている施策や、ひとつの支援施策のなかで企業誘致奨励金等と雇用促進奨励金等を併設しているケースもみられる。

「オフィス家賃等の補助」については周辺都市では実施していないが、類似都市では取組がみられる。具体的にはオフィス家賃の月額賃料の1/2以内を補助する等の事業が実施されており、補助限度額はおおむね年間100万円程度、補助期間は2～3年間と比較的短期間に設定されている。